

共済事業プラン 2017

～笑顔で迎える 2020 元気・健康・安心をあなたに～



年金相談



医療費等の給付



シティ・ホール診療所



スポーツクラブ



森林セラピー



箱根路関雲



清瀬運動場



アジュール竹芝

平成 29 年 3 月



東京都職員共済組合

「共済事業プラン 2017」の策定に当たって

東京都職員共済組合は、現在、都や特別区をはじめ 31 の団体によって構成されており、所属する組合員は 12 万 2 千人、被扶養者は 9 万 5 千人、そして年金受給者は 15 万 7 千人となっています。

都共済は、これら組合員等の生活の安定と福祉の向上を図り、もって公務の能率的運営に資するため、これまで医療や年金等の短期及び長期給付事業を適切に行うとともに、健康づくりや宿泊助成等の福祉事業を積極的に推進してきました。

また、「共済だより」やホームページ等を通じて、これらの専門的で多岐にわたる共済事業を、組合員等に分かりやすく解説し、周知に努めてきました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展などにより、都共済の事業を取り巻く環境は大きく変化しており、平成 27 年 10 月の被用者年金一元化をはじめとする年金制度改革や、高齢者医療や介護保険制度などの社会保障制度改革が議論され、見直しが進められてきているところです。

都共済においては、組合員数の減少と年金受給者数の増加により、長期給付事業では年金給付等の支払いが逡増し、支出が収入を恒常的に上回っており、長期給付積立金を取り崩さざるを得ない状況となっています。

また、短期給付事業においても、高齢者医療や介護保険制度への財政支援額が年々増加しており、厳しい財政運営を強いられるなど、先行き不透明な社会経済情勢の中、都共済が抱える課題は山積しています。

こうした中、3年後に迫った「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催は、私たちに明るい展望を開くものであり、今後とも、組合員等が将来に希望を持ち、心身ともに健康で安心な生活を送るためにも、都共済が果たすべき役割と責任は、ますます大きくなるものと考えます。

このような認識のもと、この度、中長期的視点に立って今後の共済事業を効果的・効率的に進めていくための指針として、平成 29 年度を初年度とする4か年の事業推進計画を策定しました。

都共済は、これからも組合員と被扶養者、そして年金受給者を結ぶ懸け橋として、また都庁や区役所そして消防署など組合員が働く職場を結ぶ懸け橋として、皆さんの期待と信頼に応えるとともに、その使命を着実に果たしてまいります。

平成 29 年 3 月

東京都職員共済組合理事長 中西 充

目 次

第 1 章 事業環境と組合運営の基本的考え方 1

| | |
|--------------------------------------|---|
| 1 共済組合の事業を取り巻く環境 | 2 |
| (1) 社会経済の状況 | 2 |
| (2) 国の動向 | 3 |
| (3) 健康に対する意識の変化 | 4 |
| 2 組合運営の基本的な考え方 | 6 |
| (1) 目標 1 いきいきとした毎日の「元気」を応援します | 6 |
| (2) 目標 2 一人ひとりの「健康」づくりをサポートします | 7 |
| (3) 目標 3 将来にわたる暮らしの「安心」を支えます | 7 |
| 3 プランの期間 | 7 |

第 2 章 各事業の課題と今後の方向性 9

| | |
|----------------------|----|
| 1 都共済の運営と財政状況 | 10 |
| (1) 都共済の運営 | 10 |
| (2) 組合員数の推移 | 11 |
| (3) 組合財政の状況 | 12 |
| 2 短期給付事業 | 14 |
| (1) 事業の現状 | 14 |
| (2) 財政の現状と見通し | 15 |
| (3) 短期給付事業の課題 | 16 |
| (4) 今後の事業運営の方向 | 17 |
| 3 長期給付事業 | 18 |
| (1) 事業の現状 | 18 |
| (2) 財政の現状と見通し | 18 |
| (3) 長期給付事業の課題 | 20 |
| (4) 今後の事業運営の方向 | 20 |

| | |
|----------------|----|
| 4 福祉事業 | 22 |
| (1) 事業の現状 | 22 |
| (2) 財政の現状と見通し | 23 |
| (3) 福祉事業の課題 | 24 |
| (4) 今後の事業運営の方向 | 26 |

第3章 計画期間の具体的取組27

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 目標1 いきいきとした毎日の「元気」を応援します | 30 |
| (1) コラボヘルス ～職場と取り組む健康づくり活動 | 30 |
| (2) もっと元気に、丈夫に ～スポーツ&アクティビティ事業の推進 | 33 |
| (3) リフレッシュ&リラックス ～余暇を楽しむ宿泊&セラピー事業 | 36 |
| 2 目標2 一人ひとりの「健康」づくりをサポートします | 38 |
| (1) 健診・検診の充実 ～生活習慣病の芽を摘む取組の推進 | 38 |
| (2) シティ・ホール診療所 ～身近な医療の充実を | 41 |
| (3) 都共済22万人のデータを活かす ～データヘルスの推進 | 42 |
| 3 目標3 将来にわたる暮らしの「安心」を支えます | 47 |
| (1) 医療費の適正化 ～実態の把握とより分かりやすい情報の提供 | 47 |
| (2) 組合員・年金受給者サービスの充実 ～情報提供と相談体制の強化 | 52 |

第4章 事業の円滑な推進のために55

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 広報・広聴の充実 | 56 |
| 2 情報システムの安定運用と情報セキュリティ対策の徹底 | 57 |
| 3 安全かつ効率的な資金運用 | 58 |

共済組合の事業一覧

..... 8

計画期間の具体的取組一覧

..... 28

コラム

| | |
|-----------------------|----|
| 組合員意向調査の結果（抜粋） | 5 |
| 厚生年金交付金・拠出金 | 13 |
| 被用者年金の一元化 | 21 |
| データヘルス計画 | 26 |
| あなたの職場でも健康教室を開催しませんか？ | 32 |
| 特定健診・特定保健指導 | 39 |
| 健康情報提供サービス | 46 |
| 後発医薬品を使ってみませんか？ | 49 |
| お薬手帳の活用のすすめ | 51 |
| ねんきん定期便 | 53 |

特集

| | |
|----------------------------|----|
| 都共済と東京 2020 オリンピック・パラリンピック | 34 |
| 「データヘルス計画」の推進 | 44 |
| 都共済の“地域連携”と“社会貢献” | 59 |

第 1 章

事業環境と組合運営の基本的考え方

1 共済組合の事業を取り巻く環境

(1) 社会経済の状況

【少子高齢化の進展】

- 我が国の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は年々増加しており、平成 47 年には 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。また、総人口は平成 60 年には 1 億人を割り込み、これにより社会保障の担い手が減少し、社会保障の維持に影響が及ぶと見込まれています。
- 高齢化の進展とともに、要介護・要支援と認定される人は年々増加しており、平成 27 年度末には 620 万人と、介護保険制度が開始された平成 12 年 4 月からの 16 年間で約 2.8 倍となっています。また、生活習慣病は現在、国民医療費の約 3 割、死亡者数の約 5 割を占めています。

【景気動向】

- 日本銀行は、平成 28 年 1 月、政策委員会・金融政策決定会合において、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定し、2 月から適用を開始しました。これにより、資金運用を巡る環境はこれまでになく厳しくなっています。
- 平成 29 年 1 月の月例経済報告（内閣府）では、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。（中略）ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と分析しています。

【東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催】

- 平成 32 年に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が予定されており、競技会場の整備をはじめ、防災・テロ対策、来訪者へのおもてなしなど、大会成功に向けた準備が進められています。

- また、東京 2020 大会を契機として、スポーツのみならず、健康づくり、文化、観光、国際交流など、様々な分野において、多様性を認め合う豊かな社会づくりに向けた気運が高まりつつあります。

(2) 国の動向

【被用者年金の一元化】

- 平成 24 年 8 月に成立した「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」等により、平成 27 年 10 月に厚生年金と共済年金が一元化され、公務員も厚生年金制度に加入することとなりました。
- 現在の高齢世代と将来世代との均衡を図り、将来の年金の給付水準を確保するための必要な措置として、平成 16 年の制度改正により導入されたマクロ経済スライドが平成 27 年 4 月に初めて発動されました。

【医療保険制度改革】

- 国民健康保険への財政支援の拡充等による財政基盤の強化を柱とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月に成立、公布されました。
- 75 歳以上の後期高齢者医療制度を支えるための支援金について、より負担能力に応じた負担とするため、平成 29 年度から「全面総報酬割」が実施されることとなり、被用者保険の保険者の負担増が見込まれています。

【健康寿命延伸の取組】

- 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）において、「国民の健康寿命の延伸」が重要施策に掲げられ、中短期工程表において「2020 年までに国民の健康寿命を 1 歳以上延伸」という目標が定められました。
- 健康寿命の延伸に向けた施策実現のため、平成 27 年度から全ての医療保険者に対して、データヘルス計画作成等の取組が求められています。また、各種健診や糖尿病等重症化予防への取組等の達成状況により、後期高齢者支援金の加算・減算を行うなどの措置も検討されています。

(3) 健康に対する意識の変化

【健康志向の高まり】

- 平成 26 年版厚生労働白書では、「特定保健用食品の市場規模は 10 年間で倍増したほか、喫煙率は年々減少するなど、食生活や個人の嗜好の面においても健康志向が垣間見られるようになっており、健康に対する意識は近年高まっている。」と分析しています。
- 東京都の「都民のスポーツ活動に関する世論調査」(平成 27 年 2 月)によると、週に 1 回以上、スポーツ・運動を行った人は約 61%であり、3 年前と比べて 7 ポイント増加しています。

【ワーク・ライフ・バランスの広がり】

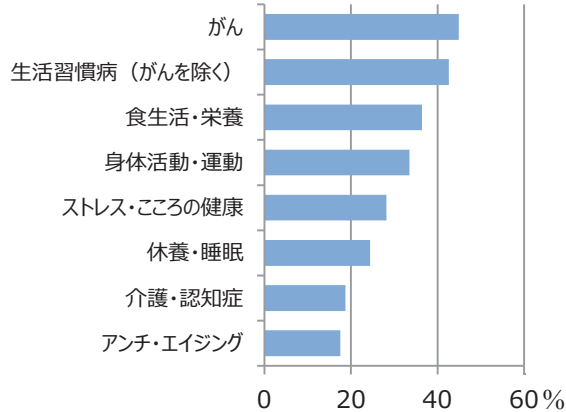
- 近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化とともに、ワーク・ライフ・バランスについての認識が高まっており、業務効率の向上や優秀な人材の確保など経営戦略の視点からも働き方を見直す取組が広がっています。
- 「日本再興戦略 改訂 2014」(平成 26 年 6 月閣議決定)において、長時間労働対策の強化が盛り込まれ、仕事と生活との調和の効果的な推進を図ることとされています。

【組合員意向調査】

- 平成 28 年 3 月に都共済が実施した組合員意向調査では、「興味のある健康課題」として 4 割以上の方が「がん」や「高血圧・糖尿病・脳卒中などの生活習慣病」を挙げています。
- また、「健康を維持するために大切と考えるもの」の第 1 位は「日常生活における身体活動・運動」でしたが、そのうち実際に運動等に取り組んでいる人は約半数(50.8%)でした。

組合員意向調査の結果（抜粋）

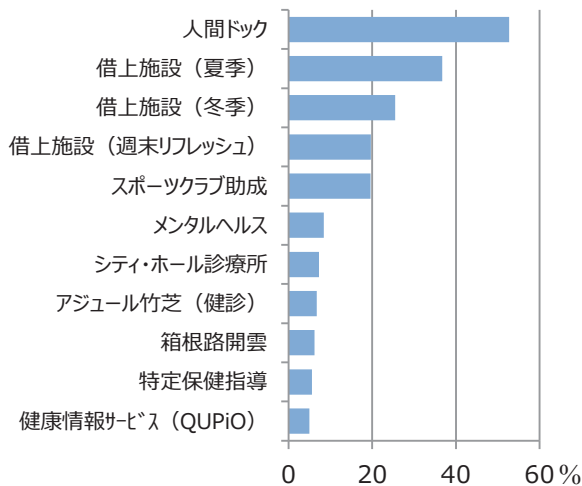
□興味のある健康課題（複数回答）



興味のある健康課題として多かったものは、「がん」や「高血圧・糖尿病・脳卒中などの生活習慣病（がんを除く。）」であり、いずれも4割以上の方が、興味があると回答しています。

次いで、「食生活・栄養」や「身体活動・運動」が続いています。

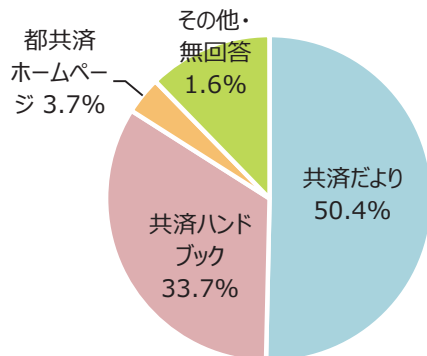
□充実して欲しい事業（複数回答）



共済組合が行っている福祉事業のなかで、充実して欲しいと多く回答があったものは、「人間ドック」や「借上施設（夏季・冬季・週末リフレッシュ）」などでした。

「借上施設（夏季）」については、平成28年度から、要望の多かった北海道、中国・四国、九州・沖縄地区の借上げをスタートさせました。

□年金についての情報源



年金についての主な情報源は「共済だより」や「共済ハンドブック」などの紙媒体であると8割を超える組合員が回答しました。ホームページを挙げた方は少数でしたが、タイムリーな情報も多く掲載されています。

2 組合運営の基本的な考え方

- 都共済は、組合員の相互救済の精神に基づき、医療や年金等の給付事業を行うとともに、健康づくり支援や宿泊助成等の福祉事業を行っており、これにより、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営を図っています。
- 現在、組合員数は約 12 万 2 千人、被扶養者数は約 9 万 5 千人、年金受給者数は約 15 万 7 千人です。これら一人ひとりのニーズや多様な価値観等に目を向け、個々のライフプランやライフスタイルに応じたきめ細かな事業展開を図っていきます。
- また、財源は組合員の掛金と使用者である地方公共団体の負担金等によって賄われていることから、限られた財源の中で、社会経済状況の変化に迅速かつ的確に対応しつつ、より効果的で効率的な事業展開を図っていきます。
- 本計画期間中の4年間、組合員とその家族一人ひとりが元気でいきいきとした毎日を送ることができるよう、皆さんの安心と健康生活をサポートする施策を積極的に展開し、以下に掲げる3つの目標の着実な実現を図ります。

(1) 目標 1 いきいきとした毎日の「元気」を応援します

- 組合員とその家族が2020年オリンピックイヤーを元気に迎え、そして、生涯を通じて一層いきいきと心豊かな生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸を目指した取組を推進します。
- 誰もが気軽にスポーツに親しむことで、簡単に健康づくりができる環境を整えるほか、充実した余暇の活用への支援や心身のリフレッシュに寄与する施策を展開します。
- 職場ごとの特性やニーズを踏まえ、健康情報の提供や講師の派遣、研修会の実施など、任命権者と協働した「コラボヘルス」*1の取組を行い、組合員の健康づくり活動を支援します。

(2) 目標2 一人ひとりの「健康」づくりをサポートします

- 働き盛り世代の主な死亡原因である、がん及び循環器疾患への対策、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病など、生活習慣病等の発症予防や早期発見、早期治療に関する取組を進めます。
- また、生活習慣病の有病者やリスク保有者に対して、病気の進行や合併症の発症を抑えるため、適切な情報提供や保健指導、受診勧奨等を必要に応じで実施するなど、重症化の予防にきめ細かく取り組みます。
- さらに、これらの疾病予防や健康づくりなどの保健事業を効果的かつ効率的に進めるため、特定健診及び医療費等のデータを活かした「データヘルス」の取組を推進します。

(3) 目標3 将来にわたる暮らしの「安心」を支えます

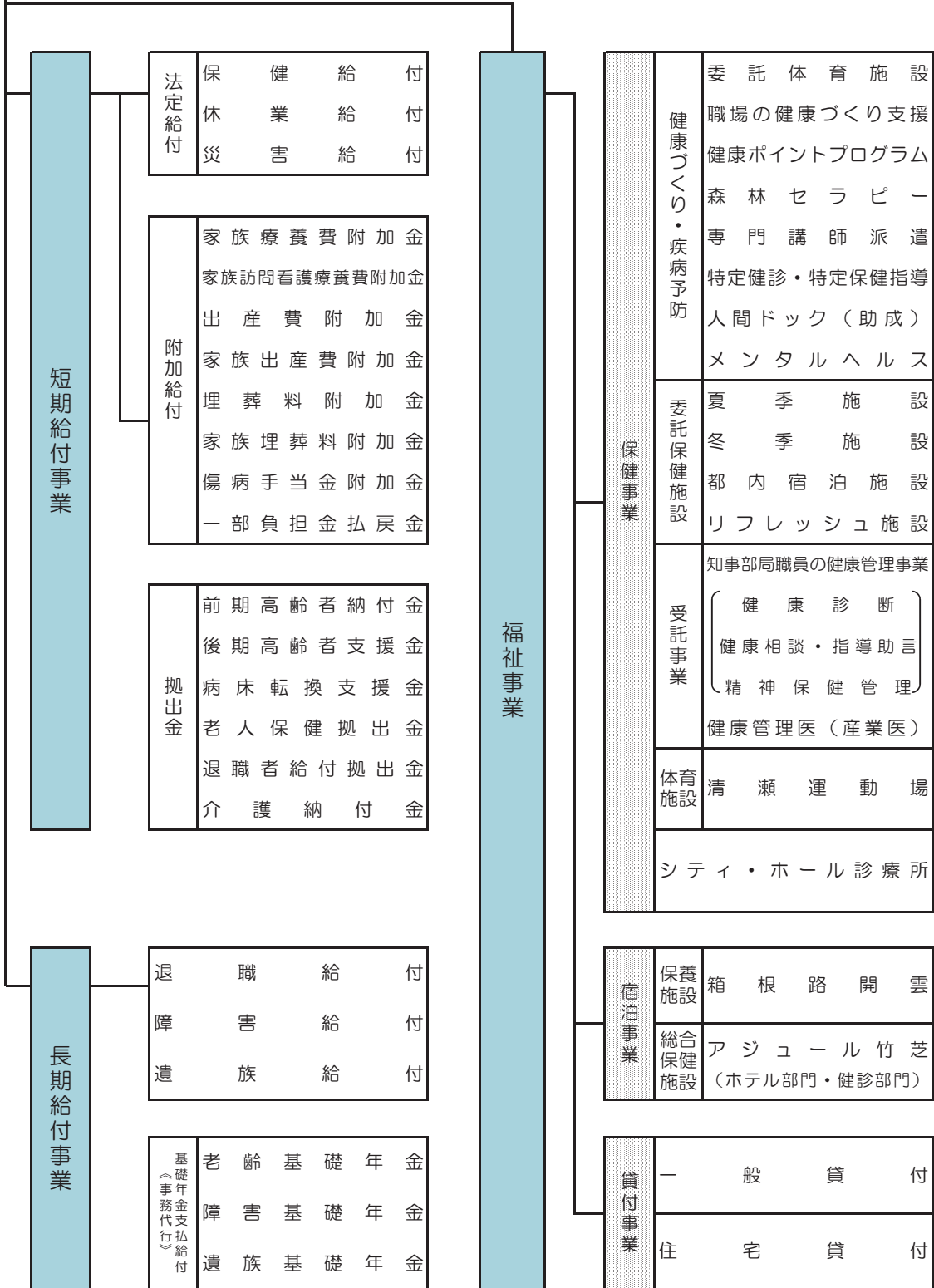
- 組合員や年金受給者が、将来に対して不安感を持つことなく、安心して暮らしていけるよう、短期給付（病気やけが、出産、死亡、休業、災害等に対する給付）及び長期給付（年金の給付）を確実かつ安定的に行います。
- このため、短期給付については、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進や医療費の通知、療養費請求の適正化等、拡大を続ける医療費の適正化を推進するための取組を行います。
- また、長期給付については、被用者年金一元化や社会保障制度改革に適切に対応するとともに、年金に関して、これまで以上に分かりやすい情報提供とサービス向上に努めます。

3 プランの期間

- プランの期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

*1 コラボヘルス…事業主と保険者（共済組合や健保組合等）との協働で取り組む効果的な健康づくりのことをいいます。

共済組合の事業一覧



（平成25年度で新規貸付は終了）

第2章

各事業の課題と今後の方向性

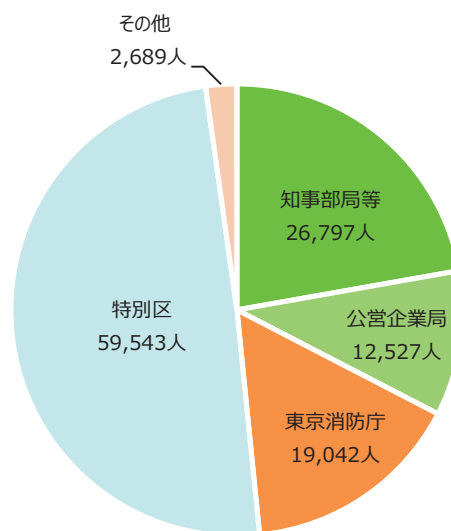
1 都共済の運営と財政状況

(1) 都共済の運営

- 都共済は、地方公務員等共済組合法に基づき、昭和 37 年に設立され、組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療保険等に関する「短期給付事業」、年金に関する「長期給付事業」、そして健康的な生活を支える「福祉事業」の三事業を実施しています。
- 都共済を運営するため、議決機関（組合会）、執行機関（理事長・理事）、監査機関（監事）が置かれ、執行機関の下に事務を処理する事務局が置かれています。このほかに不服審査機関（審査会）が置かれています。
- 都共済の組合員は、東京都及び特別区等の 31 団体*²の職員等で構成されています。（ただし、公立学校共済組合及び警察共済組合に加入している職員を除きます。）

任命権者別組合員構成（平成 27 年度末現在）

| 区分 | | 組合員数 | 構成割合 |
|-----|-----------|----------|-------|
| 東京都 | 知事部局等 | 26,797 人 | 22.2% |
| | 公営企業局 | 12,527 人 | 10.4% |
| | 東京消防庁 | 19,042 人 | 15.8% |
| 特別区 | 59,543 人 | 49.4% | |
| その他 | 2,689 人 | 2.2% | |
| 合計 | 120,598 人 | 100.0% | |

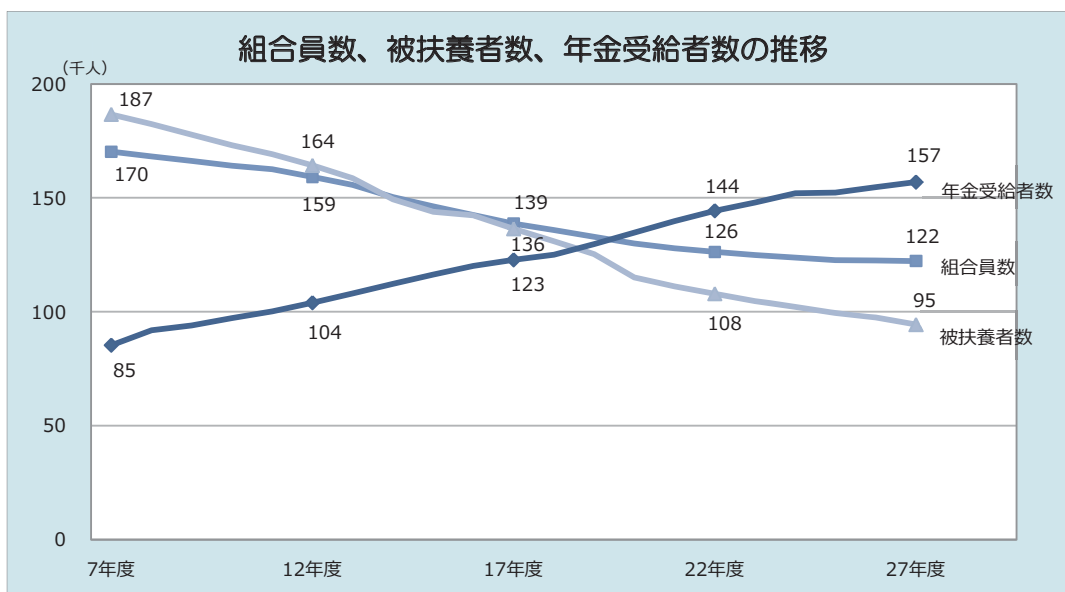


※ 任意継続組合員（1,501 人）を除く。

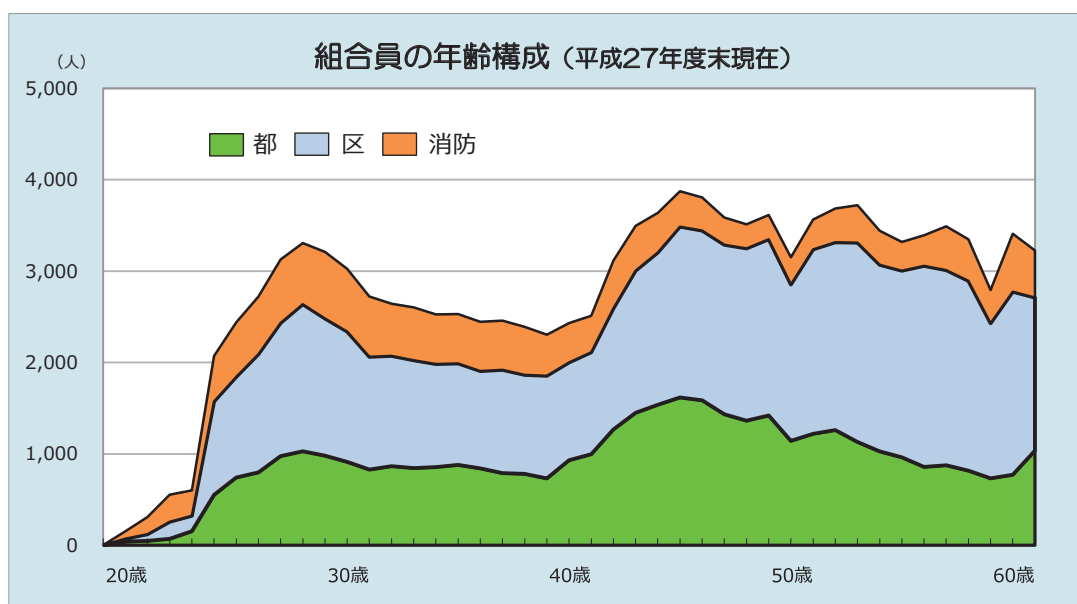
*2 東京都及び特別区等の 31 団体…東京都、特別区（23 区）、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、臨海部広域斎場組合、東京二十三区清掃一部事務組合、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、東京都後期高齢者医療広域連合、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

(2) 組合員数の推移

- 平成 27 年度末の組合員数は 122,099 人（前年度比 402 人減）、被扶養者数は 95,361 人（同 2,202 人減）であり、ともに減少が続いています。一方、年金受給者数は 156,920 人（同 2,221 人増）で、毎年伸び続けています。

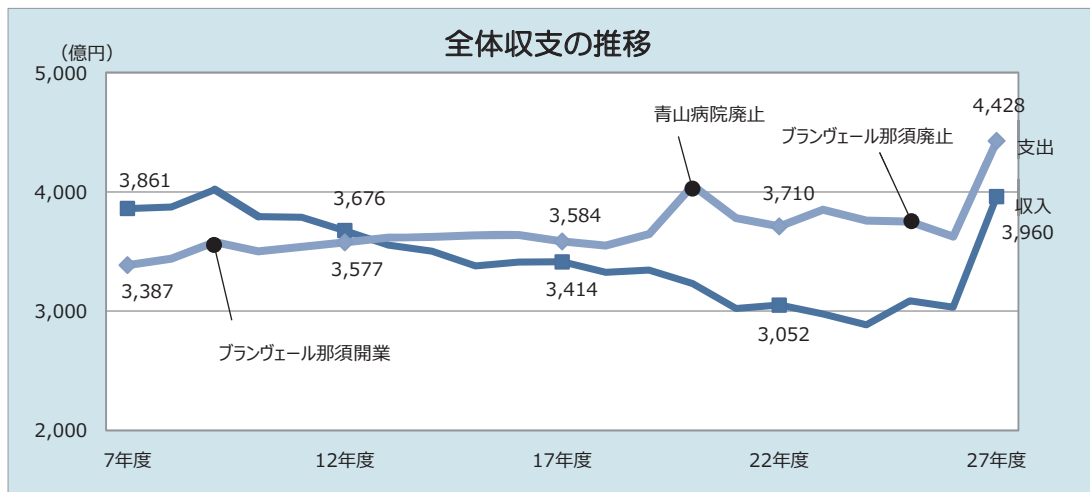


- 組合員の年齢構成を見ると、全体的に 40 歳代と 50 歳代の組合員が多くなっていますが、近年の採用増により 20 歳代後半の組合員も増加しています。



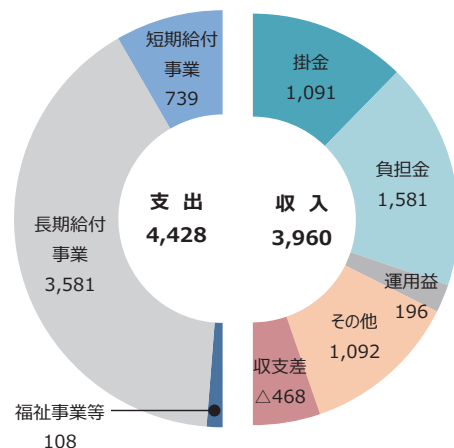
(3) 組合財政の状況

- 都共済が実施している事業は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の3事業であり、さらに福祉事業は、保健事業、宿泊事業（会館・保養）及び貸付事業に区分され、それぞれ事業ごとに独立して経理されています。
- これらの事業を実施するための財源は、組合員からの掛金及び事業主である地方公共団体等からの負担金、そのほか積立金の運用収入等で賄われています。
- 組合員数の減少と年金受給者数の増加は、今後も続くことが予想されています。このため、掛金・負担金収入の減少と、年金給付等の増加がさらに進み、都共済の財政運営は一層厳しくなることが見込まれています。



- 平成 27 年度決算の全体収支状況は、収入額 3,960 億円に対し、支出額 4,428 億円、収支差引は 468 億円のマイナスとなり、積立金の取り崩し等により補てんしました。
- また、年金一元化に伴い、厚生年金交付金の収入と同拠出金の支出が新たに加わったことにより、収入支出ともに大幅に増加しました。

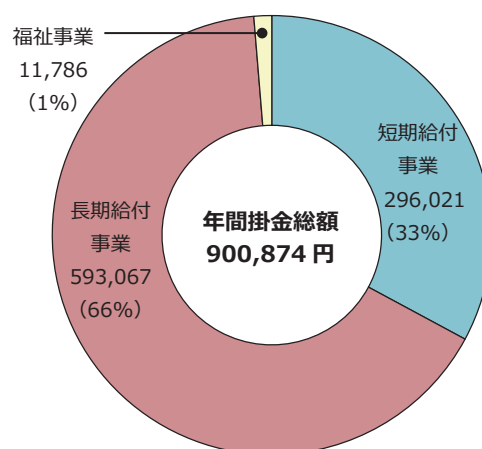
平成 27 年度決算収支状況 (単位：億円)



○ 組合員1人当たりの平均年間掛金総額は、平成27年度決算ベースで900,874円となっており、そのうち66%が長期給付事業、33%が短期給付事業、1%が福祉事業の財源となっています。

○ 平成27年度末の一般組合員の掛金率は、長期給付が9.389%、短期給付が4.005%、介護保険が0.59%、福祉事業が0.176%となっています。

組合員一人あたりの平均年間掛金内訳
(単位：円)



コラム

厚生年金交付金・拠出金

被用者年金一元化に伴い、共済組合と政府の厚生年金勘定との間で財政調整（厚生年金拠出金の納付、厚生年金交付金の受入）が行われるようになりました。

これにより、共済組合は、保険料の算定基礎となる標準報酬総額や積立金額等に応じて厚生年金勘定に対して「拠出金」を納付することとなります。

一方、共済組合が行う厚生年金保険給付に要する費用等は、厚生年金勘定から「交付金」として交付されることとなります。

なお、この拠出金の算定方式は定期的に見直しをすることとなっています。

2 短期給付事業

(1) 事業の現状

- 組合員とその被扶養者の病気やけが、出産、休業、災害などに係る手当金等の給付を行っているほか、保険者として高齢者医療制度への拠出金^{*3}や介護納付金^{*4}を支出しています。
- 持続可能な公的医療保険制度を目指した医療費適正化の取組として、診療報酬明細書（レセプト）の審査、医療費分析の実施、医療費情報の提供、後発医薬品の普及啓発、療養費請求や重複頻回受診の適正化などの取組を行っています。
- 特に、組合員への医療費通知^{*5}や後発医薬品への切替差額通知^{*6}の実施、医療費分析結果の活用等により、福祉事業部門と連携して、家庭や職場での健康増進に対する意識を高める取組を行っています。

■ 共済事業プラン 2014（平成 26～28 年度）期間中の主な取組

- 医療費分析の実施
- 医療費通知の実施
- 後発医薬品への切替差額通知の実施
- 療養費等の適正請求の確保

*3 高齢者医療制度への拠出金…65 歳以上を対象とする高齢者医療制度を支えるために拠出する費用であり、各保険者（健康保険組合や共済組合等）が前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等を負担するもので、法令に基づき納付しています。

*4 介護納付金…介護保険の財源として、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付し、支払基金から市町村等へ交付されます。

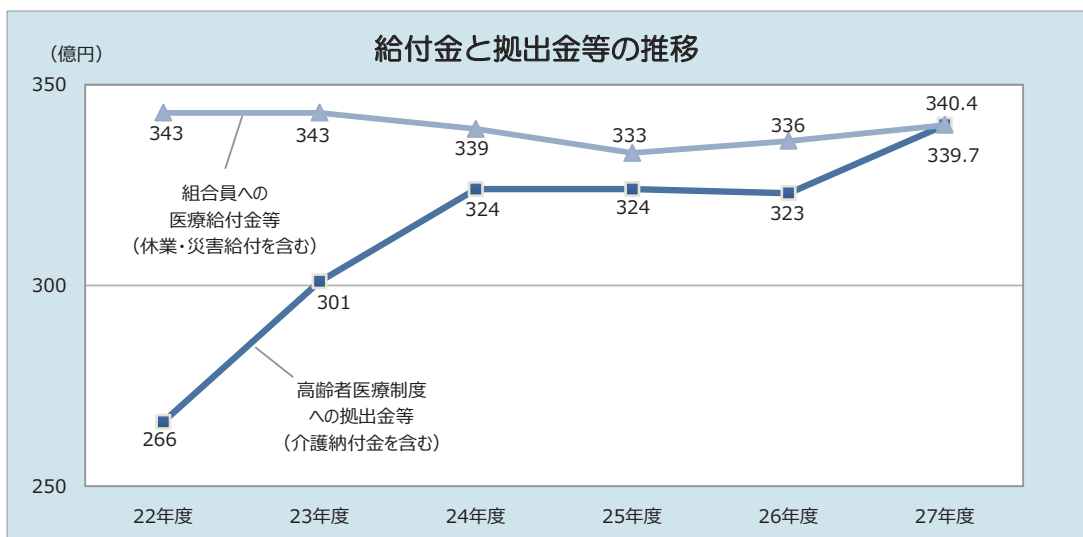
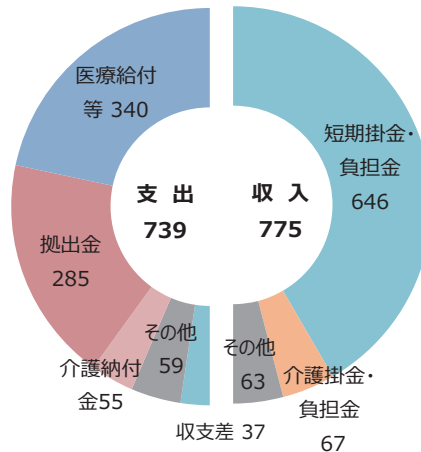
*5 医療費通知…40 歳以上の組合員に対し、過去 6 か月間の医療費総額と直近 60 件までの医療費内訳について、年 2 回お知らせしています。

*6 後発医薬品への切替差額通知…後発医薬品の使用割合を高めるため、組合員及び被扶養者で、現在服用している先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の差額が大きい方 10,000 名に、自己負担の軽減額をお知らせしています。

(2) 財政の現状と見通し

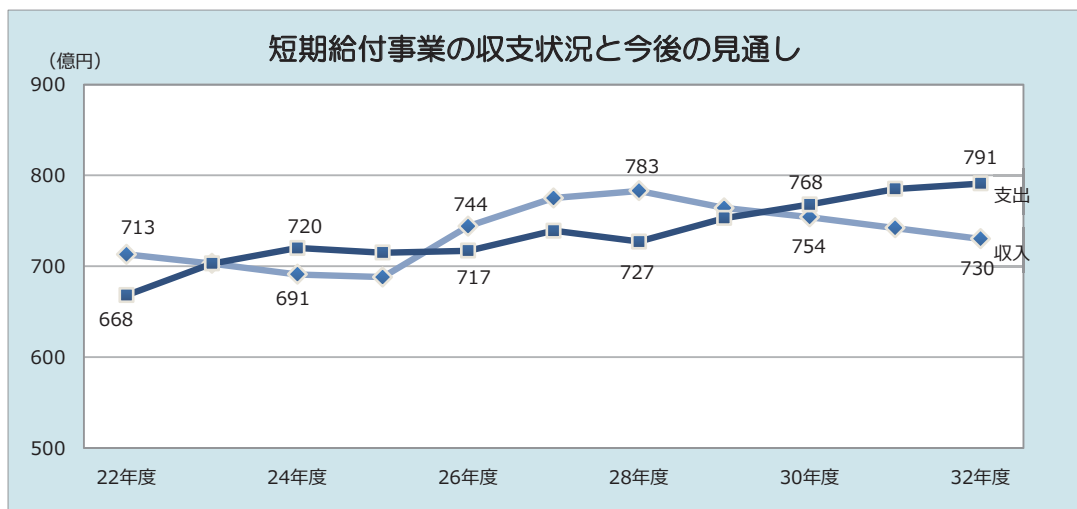
- 平成 27 年度決算では、収入額 775 億円に対し、支出額 739 億円、収支差引は 37 億円となりました。
- 支出のうち、高齢者医療制度への拠出金（285.5 億円）と介護納付金（54.9 億円）の合計額が、組合員への医療給付等支出額（339.7 億円）を初めて上回りました。

短期給付事業 27 年度決算収支状況
(単位：億円)



- 短期給付事業の収支は、掛金率を見直した平成 26 年度以降、黒字で推移しています。しかしながら、今後は高齢者医療制度への拠出金及び介護納付金の増加や、さらには後期高齢者支援金の全面総報酬割導入^{*7}の影響により、一層の支出増が見込まれています。

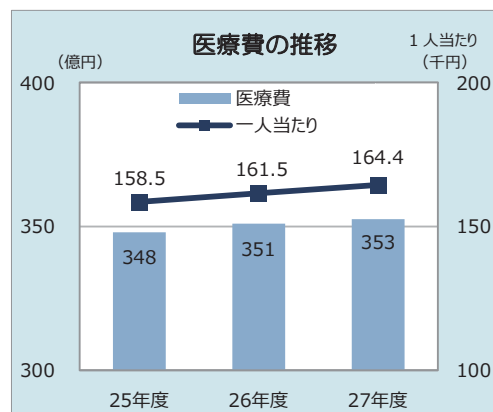
*7 後期高齢者支援金の全面総報酬割導入…「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年 5 月公布)により、後期高齢者支援金の算定方式を段階的に変更し、加入者の人数から、加入者の平均収入に応じて負担する「総報酬割」を、平成 29 年度から全面導入することとされました。



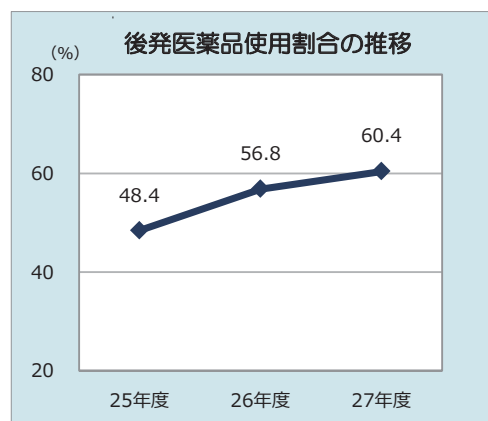
(3) 短期給付事業の課題

- 組合員数の減少等により収入が逡減するなか、医療の高度化等により1人当たり医療費（平成27年度約16万4千円）が年々増加しています。

また、今後の拠出金等の支出増により、中長期的には厳しい財政状況が予想されます。



- 後発医薬品の使用割合は、切替差額通知の実施等により着実に高まってきており、平成27年度は60.4%となっていますが、国が定める目標^{*8}と比較すると、まだ大きな開きがあります。



*8 国が定める目標…平成27年6月の閣議決定において、平成29年央に後発医薬品の使用割合を70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすると定められています。

- 近年、医療機関等による診療報酬の不正請求や架空請求がクローズアップされてきており、都共済としても、その未然防止と早期発見が求められています。
- 柔道整復等の療養費については、健康保険の対象となる施術は限られており、分かりにくい状況があります。また、違法広告も見受けられるため、正しい受診の仕方について組合員等へのさらなる周知が必要です。

(4) 今後の事業運営の方向

- 短期給付に要する費用は、組合員が負担する掛金と、東京都や特別区などが負担する負担金によって賄われており、このまま医療費や拠出金の支出が増え続ければ、組合員の負担も大きくなり、制度そのものの維持も困難になってきます。
- まずは、組合員や被扶養者一人ひとりが医療費の現状に関心を持ち、健康管理を意識することが重要です。そして、一人ひとりが健康な生活を送ることによって医療費の増加を抑えることが可能となり、組合員の負担を抑えることにつながります。
- このため、医療費や健診等のデータを用いた「医療費分析」を実施し、医療費の実態や特定健診等を分析することにより、疾病の実態を把握し、健康課題を明らかにしていきます。
- そして、組合員とその家族の健康や医療費に対する関心を高めるための医療費通知、患者負担の軽減や医療保険財政の改善にも資する後発医薬品のさらなる使用促進等、医療費適正化のための取組を積極的に進めていきます。
- また、医療給付の内容の適正化や費用負担の公平を図るため、受診内容の調査や組合員への情報提供、さらには医療機関による診療報酬の不正請求などへの適切な対応を行っていきます。

3 長期給付事業

(1) 事業の現状

- 組合員が退職したとき、障害の状態になったとき、あるいは死亡したときに、組合員やその家族の生活の安定を図ることを目的に、年金や一時金の給付を行っています。
- また、組合員や年金受給者に対して、年金に関する情報を適時・適切に提供し、安心した将来設計ができるよう、年金に関する相談や情報提供の取組を行っています。
- 平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金に統一され、公務員も厚生年金制度に加入することになりましたが、一元化後も効率的な事務処理を行うため、引き続き、共済組合が組合員の年金記録の管理や年金の支給を行っています。

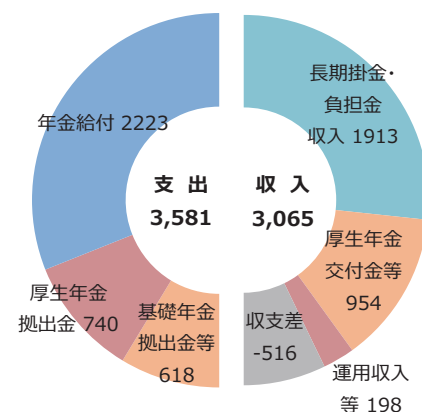
■ 共済事業プラン 2014（平成 26～28 年度）期間中の主な取組

- 被用者年金一元化への対応
- 年金に関する広報・相談活動、組合員向け説明会の開催
- 被用者年金一元化に伴うシステム対応

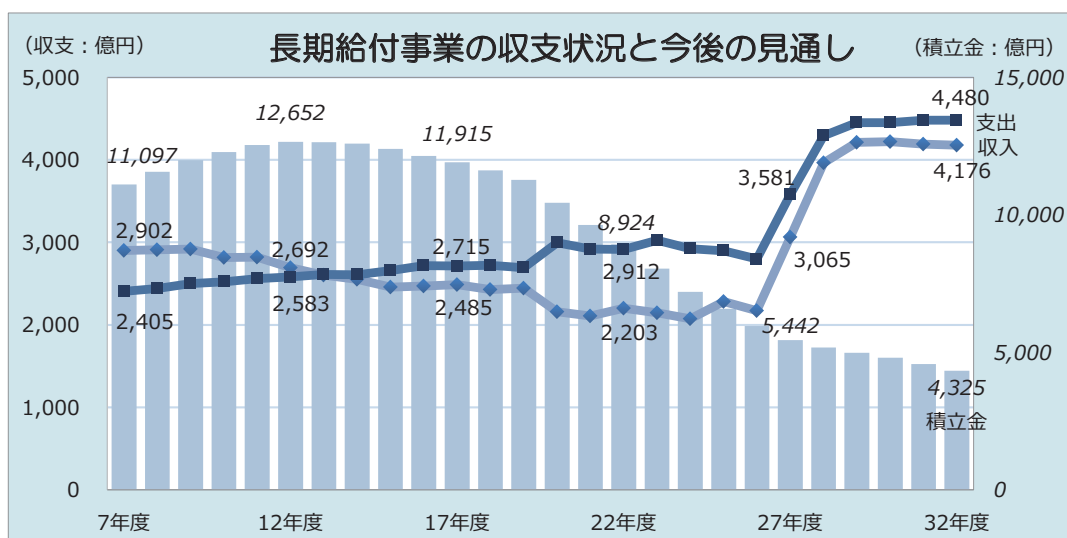
(2) 財政の現状と見通し

- 平成 27 年度決算では、収入額 3,065 億円に対し、支出額 3,581 億円、収支差引は 516 億円のマイナスとなりました。
- 年金給付支出は 2,223 億円であり、長期掛金・負担金収入の 1,913 億円を上回っています。

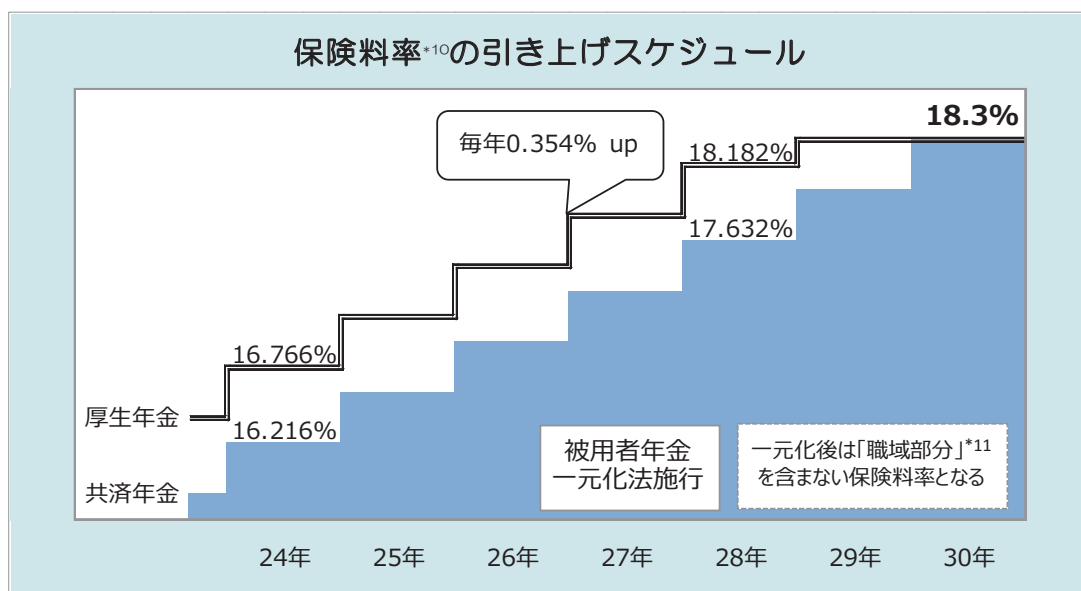
長期給付事業 27 年度決算収支状況
(単位：億円)



- また、被用者年金一元化に伴い、厚生年金交付金の収入（890 億円）と同拠出金の支出（740 億円）が新たに加わったことにより、平成 27 年度は収入支出ともに大幅に増加しました。



- 長期給付の収支は、組合員数の減少により、掛金・負担金収入が逡減する一方で、年金受給者数の増加に伴い、年金給付支出は逡増傾向にあり、収入より支出の多い状況が続いています。このため、長期給付積立金^{*9}の取り崩しを行っており、積立金残高の減少が続いています。



*9 長期給付積立金…長期給付事業にかかる毎年度の剰余金を積み立てたものをいいます。
 *10 保険料率…共済組合で行う長期給付等の各事業に要する費用は、組合員が負担する掛金と地方公共団体等が負担する負担金で賄われており、この掛金率と負担金率を合算したものを保険料率といます。
 *11 職域部分…共済年金独自の年金の上乗せ部分で、被用者年金一元化に当たり廃止されました。

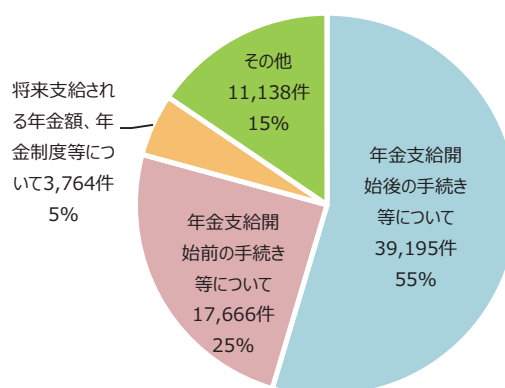
- 厚生年金及び共済年金の保険料率（財源率）は、法律に基づいて、毎年0.354%ずつ段階的に引き上げられており、最終的には、平成30年に厚生年金と同じ18.3%に統一されます。

（3）長期給付事業の課題

- 被用者年金一元化に伴う制度改正により、年金決定・支給のプロセスがこれまでより複雑化する中、都共済も厚生年金制度を支える実施機関の一つとして、正確かつ迅速に対応することが不可欠となっています。

- 一元化に伴う複雑な制度改正を踏まえ、組合員や年金受給者のライフプランを考える上の基本となる、個人ごとの将来の年金見込額等の情報について、より分かりやすく迅速に提供することが求められています。

電話相談による年金相談の内容
（平成27年度）



- キャリア活用採用の定着等により組合員の職歴が多様化する中、一元化に伴う制度改正を機に、組合員等からの電話やメールなどによる相談内容は、より複雑で多岐にわたるものとなっています。

（4）今後の事業運営の方向

- 組合員や年金受給者等の利便性の向上を図るため、被用者年金一元化に伴う制度改正に的確に対応し、年金の実施機関としてワンストップサービス^{*12}による届書等の受付、年金の決定・支払等を日本年金機構など他の実施機関と連携して確実に実施していきます。

*12 ワンストップサービス…年金に関する請求や届出を行う場合に、共済組合や日本年金機構（年金事務所）等の実施機関のいずれの窓口でも受付を行うことができるサービスです。

- 組合員や年金受給者等が、適切に将来の生活設計ができるよう、都共済ホームページや「共済だより」など多様な広報媒体を活用し、将来の年金受取見込額や、一元化後に始まった「年金払い退職給付」の基礎となる積立額など、きめ細かな情報提供を個人ごとにタイムリーに行っていきます。
- 組合員や各任命権者からの多様な問合せ等に正確・迅速に対応できるよう、コールセンター機能の強化を図るほか、様々な世代や職場のニーズに応じた説明会等をこれまで以上に積極的に実施し、相談体制の一層の充実を図っていきます。

コラム

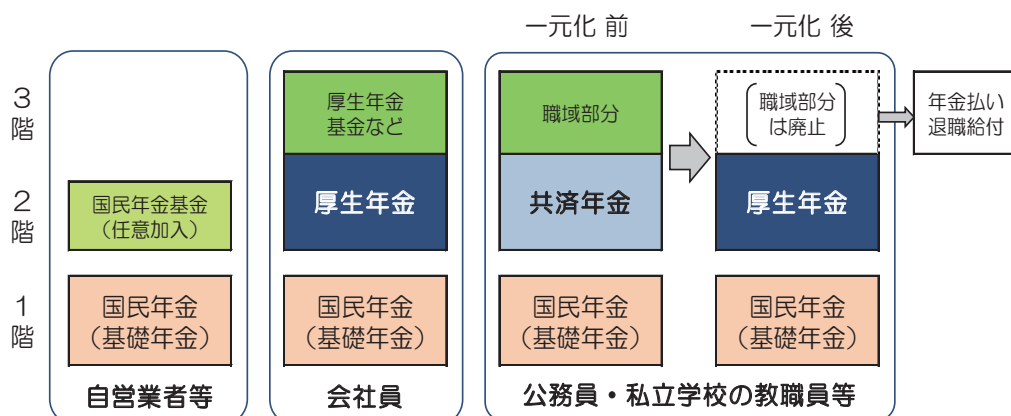
被用者年金の一元化

公的年金制度の公平性と安定性を確保するため、平成 27 年 10 月に、被用者年金制度の一元化が施行されました。

これにより、公務員も厚生年金制度に加入することとなり、保険料率や給付内容は基本的に厚生年金に揃えられました。

また、公的年金としてのいわゆる3階部分（職域部分）は廃止され、新たな制度として「年金払い退職給付」が創設されました。

《公的年金制度の体系》



4 福祉事業

(1) 事業の現状

- 福祉事業では、職場で取り組む健康づくりへの支援、特定健診・特定保健指導の推進、人間ドックやスポーツクラブの利用助成、借上宿泊施設の運営などの多彩な事業を展開し、組合員の福祉の向上を図っています。
- 平成27年3月には、特定健診や医療費等のデータ分析に基づく組合員と被扶養者の健康保持増進のための事業計画「データヘルス計画」を策定し、保健事業を効果的に推進していくこととしました。
- 組合員の福祉の増進に資するための施設を保有しており、体育施設（清瀬運動場）、健康管理施設（シティ・ホール診療所）を直営で、保養施設（箱根路開雲）、会館施設（アジュール竹芝）を民間委託により運営しています。

■ 共済事業プラン 2014（平成 26～28 年度）期間中の主な取組

- ア 自ら主体的に取り組む健康づくりへの支援
 - 体育施設を活用した健康習慣づくりの支援
 - ポイントプログラム（健康情報提供サービス）の充実
 - 森林セラピーの利用助成
 - 心身のリフレッシュにつながる宿泊活動への支援
- イ 職場や家族で取り組む健康づくりへの支援
 - 職場の健康づくりへの支援
 - メンタルヘルス対策の取組
 - 特定保健指導での家族参加の取組
- ウ 健診・検診の充実
 - 被扶養者の特定健診受診率向上の取組
 - 特定保健指導の着実な実施
 - 節目ドック・女性ドックキャンペーンの実施
- エ 医療機関への早期受診の促進
 - 特定健診結果に基づく受診勧奨の強化
 - 直営診療所における昼休み診療の実施

(2) 財政の現状と見通し

○ 平成27年度決算では、収入額64億円に対し、支出額56億円、収支差引は8億円となりました。

○ 福祉事業の支出のうち、夏季・冬季の委託保健施設の借上げ、人間ドック利用助成等を行う保健事業の支出は、約32億円となっています。

○ 福祉事業に要する財源は、掛金・負担金収入のほかに、保養・会館施設、直営体育施設、健康管理施設の利用料や各種サービスの利用者の一部負担金等により賄われています。

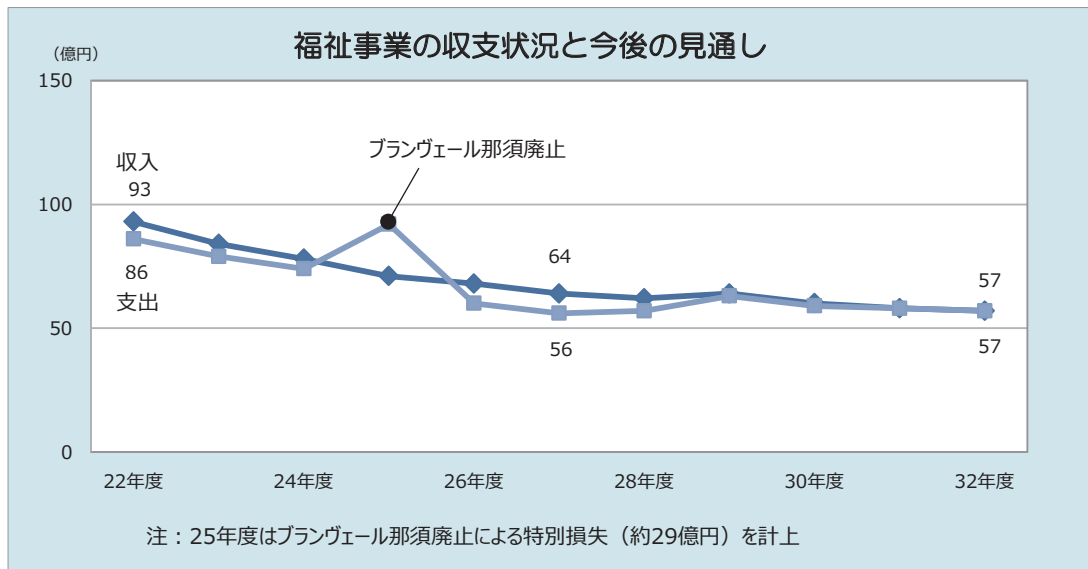
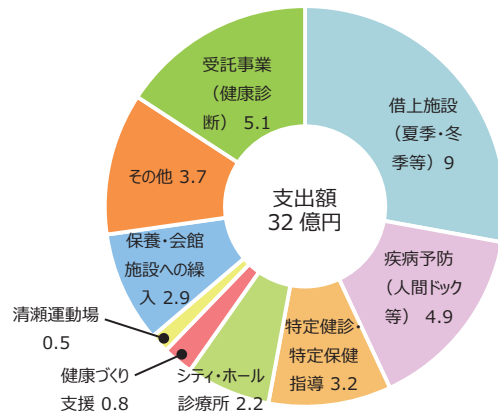
○ 平成15年度以降、福祉事業の財源率は固定されており、その収入に見合う規模で事業を実施し、ほぼ収支均衡を保っています。

○ 組合員数の減少に伴う収入減のため、今後、財政規模の縮小が見込まれる中、限られた財源で効果的な事業運営を行いながら、組合員サービスの向上を図っていく必要があります。

福祉事業 27年度支出状況 (単位：億円)

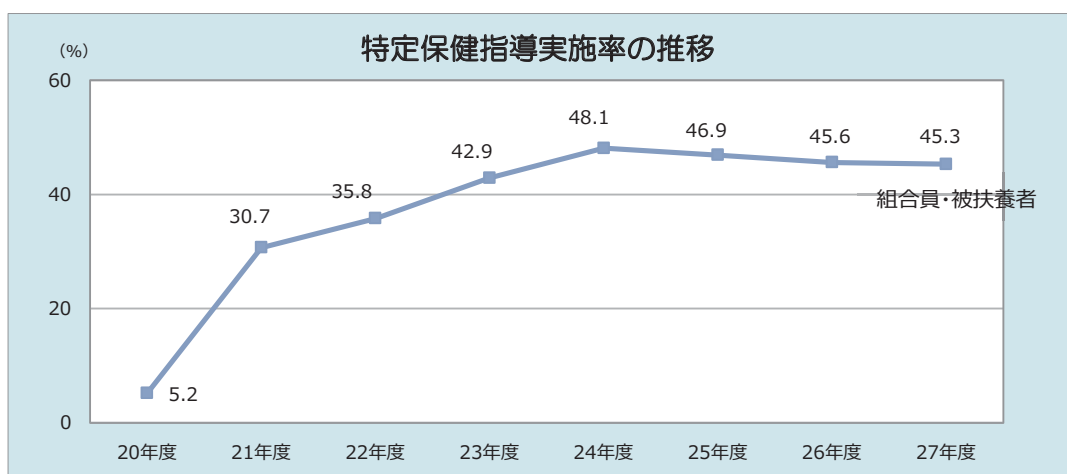
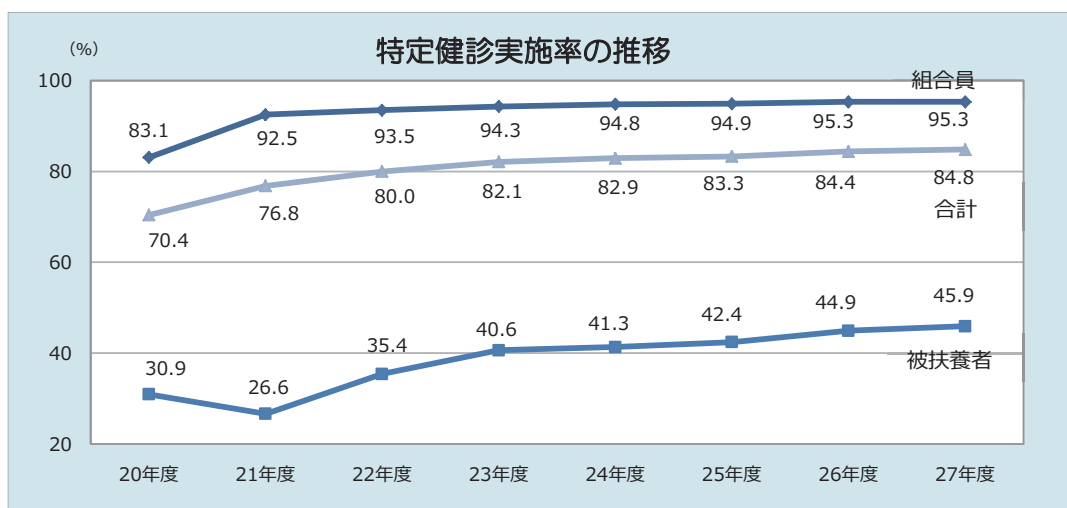


保健事業の事業費内訳 (単位：億円)



(3) 福祉事業の課題

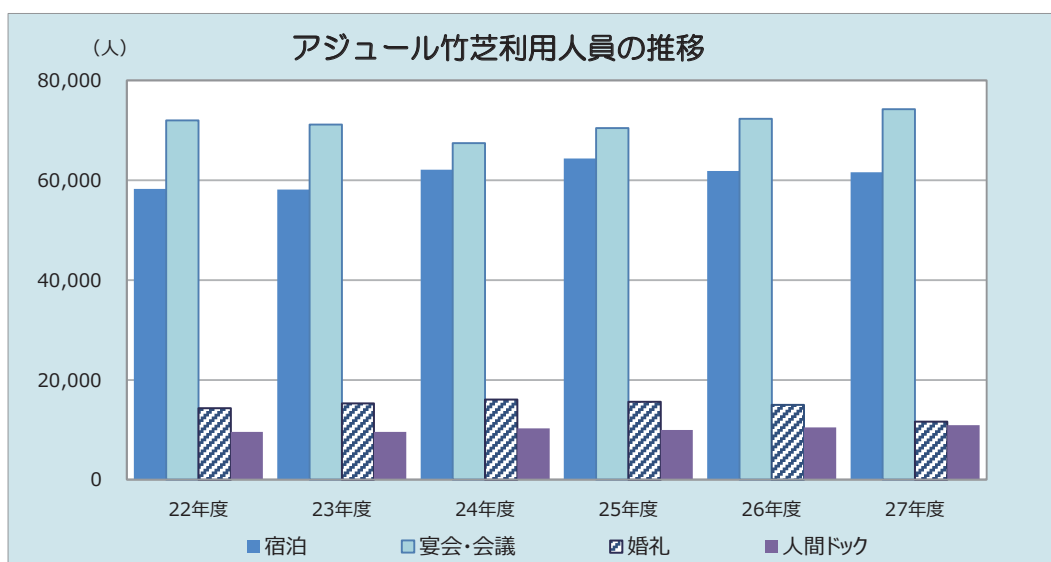
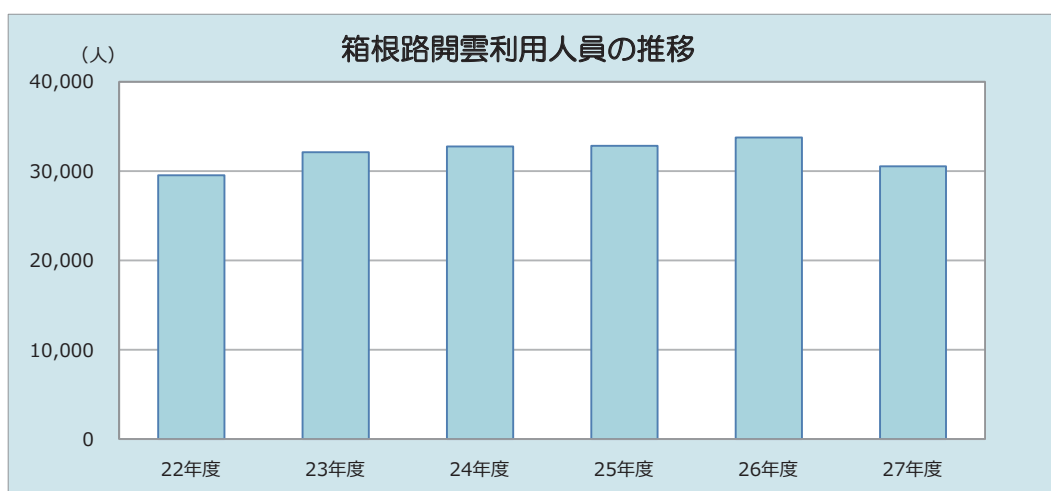
- 福祉事業の役割は、組合員とその家族が健康な生活を送れるよう、健康づくりや疾病予防に寄与する事業を展開することです。こうした事業を総合的に推進し、医療費の適正化にも貢献していく必要があります。
- 法令に基づく特定健診・特定保健指導については、被扶養者の特定健診実施率^{*13} は年々増加していますが、なお5割に満たない状況です。また、組合員及び被扶養者の特定保健指導実施率^{*14} もここ数年伸び悩んでいます。



*13 特定健診実施率…当該年度に40歳以上74歳以下に達した者（年度途中の異動者等を除く。）のうち、特定健康診査における基本的な健診項目をすべて実施した者の割合のことをいいます。

*14 特定保健指導実施率…特定健康診査の結果に基づき生活習慣の改善が必要とされた者のうち、特定保健指導を終了した者の割合のことをいいます。

- 組合員の健康づくりへの支援については、これまで実施してきた健康づくりモデル職場や健康情報提供サービス、スポーツクラブや直営体育施設など各事業の運営状況を検証し、新たな対策を講じる時期に来ています。
- 組合員のライフスタイルの変化や宿泊事業に対するニーズの多様化への対応を迫られる一方、箱根路開雲とアジュール竹芝については、利用者増への積極的な取組にもかかわらず厳しい収支状況が続いています。



- シティ・ホール診療所では、内科、外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科の6科の診療を行っていますが、年々利用者数が減少しており、組合員のニーズを踏まえた診療サービスの提供が課題となっています。

(4) 今後の事業運営の方向

- 組合員及びその家族の健康の保持増進を図るため、短期給付事業と連動しながら、特定健診や医療費分析結果を踏まえた健康課題に対応する包括的な事業計画として「データヘルス計画」を推進していきます。
- ニーズの高い人間ドック助成事業を充実するとともに、特定健診や特定保健指導の実施方法に創意工夫を凝らしながら多様な受診機会を提供し、発病及び重症化予防に向けた取組を強化します。
- 健康づくりモデル職場などの成果を踏まえ、任命権者との連携によるコラボヘルスを推進します。また、健康情報提供サービスやスポーツ関係事業などの保健事業を充実し、組合員や家族の健康づくりを支援していきます。
- 組合員のニーズを的確に捉え、夏季・冬季及び週末の借上宿泊施設の内容の充実と利便性の向上を図ります。箱根路開雲とアジュール竹芝については、施設改修や運営手法の見直しによるサービスと経営の改善を進めます。
- シティ・ホール診療所については、利用者ニーズを捉えた診療体制を確保するとともに、健康づくり事業との連携を強化するなどの取組により、組合員の健康管理に一層貢献していきます。

コラム

データヘルス計画

データヘルス計画とは、保険者（共済組合や健康保険組合等）が保有する医療費や特定健診等の情報を活用し、加入者の健康づくりや疾病予防などの保健事業を効果的に実践する取組であり、国の成長戦略にも盛り込まれています。

全ての保険者は平成 26 年度に計画を策定し、平成 27 年度から実施しており、都共済でもこの計画に基づき、任命権者である東京都や各特別区等との連携・協働を進めながら、保健事業を推進しています。

第3章

計画期間の具体的取組

計画期間の具体的取組一覧

目標1 いきいきとした毎日の「元気」を応援します

| | | |
|-----|-------------------------------|-----|
| (1) | コラボヘルス ～職場と取り組む健康づくり活動 | |
| ① | 職場の健康づくり支援事業 | P30 |
| ② | メンタルヘルス事業 | P31 |
| ③ | ストレスチェック支援事業 | P32 |
| (2) | もっと元気に、丈夫に ～スポーツ&アクティビティ事業の推進 | |
| ① | 体育施設事業 | P33 |
| ② | スポーツ気運醸成事業 | P34 |
| (3) | リフレッシュ&リラックス ～余暇を楽しむ宿泊&セラピー事業 | |
| ① | 委託保健施設 | P36 |
| ② | 保養・会館施設 | P36 |
| ③ | セラピー事業 | P37 |

目標2 一人ひとりの「健康」づくりをサポートします

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| (1) | 健診・検診の充実 ～生活習慣病の芽を摘む取組の推進 | |
| ① | 特定健診・特定保健指導の強化 | P38 |
| ② | 人間ドックの利用促進 | P39 |
| ③ | がん対策の推進 | P40 |
| (2) | シティ・ホール診療所 ～身近な医療の充実を | |
| ① | シティ・ホール診療所の機能向上 | P41 |
| ② | 行政的医療機能の充実 | P41 |
| (3) | 都共済22万人のデータを活かす ～データヘルスの推進 | |
| ① | データヘルス計画の策定と推進 | P42 |
| ② | 特定健診結果等に基づく受診勧奨の強化 | P42 |
| ③ | 血糖値対策3か年計画（仮称）の推進 | P43 |
| ④ | 健康情報提供サービスの再構築 | P43 |

目標3 将来にわたる暮らしの「安心」を支えます

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| (1) | 医療費の適正化 ～実態の把握とより分かりやすい情報の提供 | |
| ① | 医療費分析の実施 | P47 |
| ② | 医療費通知の実施 | P48 |
| ③ | 後発医薬品の使用促進 | P48 |
| ④ | 療養費請求の適正化 | P50 |
| ⑤ | 重複頻回受診の適正化 | P50 |
| (2) | 組合員・年金受給者サービスの充実 ～情報提供と相談体制の強化 | |
| ① | 被用者年金一元化に伴う制度改正への的確な対応 | P52 |
| ② | 年金に関する情報提供の充実 | P52 |
| ③ | 組合員・年金受給者に対する相談体制の強化 | P54 |



保養施設「箱根路開雲」



体育施設事業



職場の健康づくり支援事業



会館施設「アジュール竹芝」

目標 1 いきいきとした毎日の「元気」を応援します

(1) コラボヘルス ～職場と取り組む健康づくり活動

① 職場の健康づくり支援事業

□ データに基づく健康情報の提供

職場の特性や実情に即した効果的な健康づくりを支援するため、特定健診の結果データ等を活用した組合員の健康情報を任命権者に提供するとともに、任命権者が取り組むべき健康課題を提示します。

また、提供された健康情報をそれぞれの職場で活用できるよう、情報通信技術（ICT）による提供についても検討します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 任命権者への健康情報の提供 | 実施 | → | → | → | 健康情報を活用する職場の増加 |

□ 職場の健康づくりノウハウブック（仮称）

任命権者及びその職場が進める健康づくりを支援するため、実践的な手法をまとめた「職場の健康づくりノウハウブック（仮称）」を発行・配布するとともに、ノウハウブックを活用した担当者向けの研修会を開催するなど、コラボヘルスによる健康づくりの輪を広げます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| ノウハウブックの印刷・配布 | 実施・活用 | 活用 | → | → | 健康づくりに取り組む職場の増加 |
| 研修会 | 実施 | → | → | → | |

□ 健康づくり専門講師派遣

職場における健康意識の向上を図るため、各職場で開催される講習会等に、医師、心理カウンセラー、健康運動指導士、栄養士等の専門講師を派遣し、健康づくりに関する実践的なノウハウの提供と啓発を行います。

また、コラボヘルスの取組を強化するため、新たに「からだ測定&アドバイス」等を開設し、職員の健康状態やニーズを踏まえた職場の健康づくり活動を支援します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------|---------------|---------------------|--------|--------|-----------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 専門講師派遣事業 | 既存講座の検証・充実 | → | → | → | 健康づくりに取り組む職場の増加 |
| 新規講座の開設 | からだ測定&アドバイス実施 | → | → | → | |
| | | トータルヘルスケアセミナー（仮称）実施 | → | → | |

② メンタルヘルス事業

任命権者が実施するメンタルヘルス対策を支援するため、これまでの「こころの相談」に、個々のニーズに応じたアドバイスや関係医療機関等の情報提供を強化する「トータルサポート機能」を付加して実施します。

また、各職場の安全衛生・人事担当者、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策講習会を開催します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-----------------|------------|--------|--------|--------|---------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| こころの相談&トータルサポート | 試行実施 | 実施 | → | → | メンタルヘルス対応力の向上 |
| メンタルヘルス支援事業 | 講習会実施（年2回） | → | → | → | |

③ ストレスチェック支援事業

平成 27 年度から任命権者の責務となったストレスチェック制度について、講師派遣やリーフレット作成等により、集団分析結果を活用した職場の改善活動や心身の健康づくりに向けた取組を支援します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|------------|---------------|---------|--------|--------|-------------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 新規講座の開設 | 職場の改善講座（仮称）実施 | → | → | → | ストレスチェック 集団分析結果の有効活用 |
| 支援リーフレット作成 | 内容検討 | 作成・研修実施 | 活用 | → | |

コラム

あなたの職場でも健康教室を開催しませんか？

あなたの職場には、どんな健康課題がありますか？

肩こり・腰痛に悩む職員が多い、運動不足の職員が多い、若手職員の食事が偏っている、喫煙率が高い・・・。

そんな課題解決の糸口に、あなたの職場で健康教室を開いてみませんか？ 都共済から専門講師を無料で派遣します。

～新たなニーズに応えるメニュー作りに取り組んでいます～



運動習慣づくり



食習慣の改善



歯と口の健康

(2) もっと元気に、丈夫に ～スポーツ&アクティビティ事業の推進

① 体育施設事業

組合員とその家族が、日常的にスポーツに親しみ、気軽に運動に取り組めるよう、引き続き、会員制スポーツクラブの利用助成を行うとともに、初回利用料 100 円キャンペーンや、専属トレーナーによるマンツーマン指導を受けられるコースなど、新規利用を促す企画を展開します。

また、直営体育施設である清瀬運動場については、新たにランニングコース等の整備を検討するなど、子供や高齢者を含め、それぞれのペースや能力に応じて運動が継続できるよう、多目的利用も可能な施設づくりを目指し、新たな利用者の開拓を図ります。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-------------|-------------------------|--------|--------|--------|--|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 体育施設利用助成の充実 | 100円 キャンペーン 等の実施 | → | → | → | 日常的に スポーツに 取り組む 習慣のある 人の増加 |
| 清瀬運動場の施設整備 | ランニング コース等の 検討・工事 | 運用開始 | — | — | |



清瀬運動場

② スポーツ気運醸成事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、より多くの組合員がスポーツに親しみ、日常的に運動を楽しむ習慣が身につけられるよう、清瀬運動場やスポーツクラブ、箱根路開雲、アジュール竹芝等の施設において、その気運向上に向けた各種イベントやサービスを展開します。

また、健康情報提供サービスのポイントプログラムを再構築し、ウォーキング大会に加え、新たにマラソン大会などのスポーツイベントへの参加実績をポイント加算対象とするなどの取組により、スポーツ気運を高めます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|------------------|---------|--------|--------|--------|------------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| スポーツイベントやサービスの展開 | 企画検討・実施 | → | → | → | 日常的にスポーツに取り組む習慣のある人の増加 |
| ポイントプログラムの改善 | 内容検討 | 試行・実施 | → | → | |

特集

2020 年を元気に迎えよう！ 都共済と東京 2020 オリンピック・パラリンピック

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、多くの組合員が開催都市の職員として大会運営に携わります。ボランティアとして、観客・サポーターとして大会を応援したいという思いの方も多いでしょう。

都共済では、共済事業を通して大会の成功に協力するとともに、このスポーツの祭典を契機とした組合員・家族の健康づくりを支援していきます。

○ 東京 2020 大会成功に向けた組合員の気運の醸成

都共済の事業や施設を活用してオリンピック・パラリンピック関連イベント等を開催します。メダリストによる講演会や競技種目についての啓発イベントなどを通し、大会成功に向けた組合員の気運の醸成を図っていきます。

- (例)・清瀬運動場を活用したスポーツ大会（組合員のテニス・ソフトボール大会等）
- ・オリンピック・パラリンピック競技の体験イベント（ボッチャ、スポーツクライミング等）
- ・メダリストによるスポーツや健康づくりの講演会



テニス<競技イメージ>



ボッチャ<競技イメージ>

○ 東京 2020 大会開催を契機とした組合員のスポーツ習慣づくりの支援

東京 2020 大会開催は、新たなスポーツにチャレンジするなど、組合員・家族が新たな取組をスタートさせる好機です。都共済は、2020 年に向け積極的にその機会を提供し、皆さんのスポーツ習慣が定着することにより、開催後も長く「健康」というレガシーになるよう支援していきます。

- (例)・スポーツに参加してポイントゲット！ 健康情報提供サービスのインセンティブ対象拡大
- ・バーチャルトライアスロン大会 ～スポーツクラブでスイム・バイク・ラン～
- ・箱根路開雲に泊まって参加する 箱根ハーフマラソン！ 箱根トレイルラン！



Photo by Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI



Photo by Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI



Photo by Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI

トライアスロン<競技イメージ>

○ 東京 2020 大会開催への側面協力

東京 2020 大会の会場や関係施設の近くに立地するアジュール竹芝、日本を代表する観光地に立地する箱根路開雲は、大会開催時の宿泊・会議等の需要への対応という面でも貢献します。



有明テニスの森（テニス・車いすテニス会場）

- (例)・アジュール竹芝 宿泊・会議需要等への対応（施設充実等）
- ・箱根路開雲 宿泊需要への対応（大規模改修による客室増等）

(3) リフレッシュ&リラックス ～余暇を楽しむ宿泊&セラピー事業

① 委託保健施設

家族や友人などとともに、心身のリフレッシュをしながら充実した余暇を楽しむことができるよう、夏季・冬季の借上宿泊施設の利用方法の改善を引き続き進めるとともに、新規エリアでの開設や多摩地域での増設等、魅力ある施設の拡充を行います。

また、組合員の“ライフ”・ワーク・バランスを支援するため、リフレッシュ宿泊施設の春季・秋季への拡充などに取り組みます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|--------------|-----------------|---------|--------|--------|--------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 夏季・冬季借上施設の拡充 | 利用方法の改善 | 検証・継続実施 | → | → | 組合員・家族の利用の増加 |
| | 新規エリア開設及び多摩地域増設 | → | → | → | |
| リフレッシュ施設の拡充 | 設定時期の拡大(春季・秋季) | → | → | → | |

② 保養・会館施設

保養施設「箱根路開雲」について、同施設を拠点に、豊かな自然の中で心身の癒しをもたらす活動を体験したり、健康の保持増進に資するスポーツイベントに参加する新たなプラン等の実施により、組合員の満足度を高めるとともに、平成30年度には大規模改修を実施し、施設の魅力向上と経営の安定化につなげていきます。

会館施設「アジュール竹芝」については、婚礼・宴会・レストラン等を備えた都市型総合ホテルとして、組合員の満足度向上に向けた企画プランの実施や、関係機関と連携したイベント・広告展開を推進しつつ、運営手法の見直しによる一層の経営改善に取り組んでいきます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|------------|--------------|-----------------------|--------|--------|-----------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 箱根路開雲の運営 | 大規模改修実施設計 | 大規模改修工事 リニューアルオープン | | | 組合員の 利用増と 収支の改善 |
| アジュール竹芝の運営 | 新たな経営手法による運営 | → | → | → | |

③ セラピー事業

心身のリフレッシュとともに、家族や仲間と楽しみながら健康づくりができるよう、コース・内容等に工夫を凝らしながら檜原村及び奥多摩町での森林セラピーを実施していきます。



森林セラピー（奥多摩町）

また、宿泊セラピーの本格実施にも取り組みます。

このほか、温泉の効能に着目した多摩地域などの温泉を巡るイベントや、音楽によるリラクゼーション、動物とのふれあいによる癒しなど、しばし日常を離れた体験は、セラピーとして様々な可能性があります。

それぞれの効果・効能等を調査・研究し、試行を行いながら組合員のリフレッシュと健康増進に資するよう取り組んでいきます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-----------|-------------------|--------|---------------------|--------|--------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 森林セラピー | 宿泊セラピー（試行）運営方法の検討 | 実施 | → | → | 森林セラピー体験者の拡大 |
| セラピー事業の試行 | 調査研究試行検討 | 試行 | → (例：温泉、音楽、動物など) | → | 新規セラピーの事業化 |

目標2 一人ひとりの「健康」づくりをサポートします

(1) 健診・検診の充実 ～生活習慣病の芽を摘む取組の推進

① 特定健診・特定保健指導の強化

虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病などの原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防し、生涯にわたり健やかで生き生きとした生活を送ることができるよう、任命権者の協力を得ながら、特定健診及び特定保健指導を実施します。このため、平成29年度に「第三期特定健康診査等実施計画」を策定し、平成30年度から計画達成に向けた取組を進めます。

特に、被扶養者の健診受診率を高めるため、多様な健診機会を確保していくとともに、周知方法の工夫や効果的なインセンティブ策により、被扶養者に対する受診勧奨を強化します。

また、特定保健指導については、利便性を考慮した訪問型保健指導を継続するとともに、利用者一人ひとりの状態やライフスタイルに応じた保健指導を実施していきます。



被扶養者向けの健診案内冊子

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|-------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 第三期特定健康診査等実施計画 | 策定 | 実施 | → | → | 計画の達成 |
| 特定健診 | 被扶養者向け受診勧奨策の推進 | → | → | → | 受診率の向上 |
| 特定保健指導 | 個別性の高い保健指導の実施 | → | → | → | 実施率の維持・向上 |

② 人間ドックの利用促進

がんや糖尿病等の早期発見・早期治療を推進するため、組合員ニーズを捉えた施設選定を行いながら、人間ドックの利用助成事業を実施します。

特に、乳がんや子宮がん検診の機会を提供し、早期発見に資するよう、「女性ドックキャンペーン」の拡大実施を図ります。

また、45歳・50歳を対象とした「節目ドック」に加え、家族や職場の仲間と一緒に受診できる「ペア割キャンペーン」の新設、永年勤続退職予定者への効果的な受診勧奨など、新たな利用促進策の実施に取り組みます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 女性ドックキャンペーン | 拡大実施 | → | → | → | 人間ドック利用者の増加 |
| ペア割キャンペーン | 実施 | → | → | → | |
| 永年対象者への受診勧奨 | 検討・実施 | 実施 | → | → | |

コラム

特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導とは、40歳以上の組合員・被扶養者を対象に、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により実施が義務付けられている健康診断と保健指導のことです。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群の人を発見し、その要因である生活習慣の改善を支援しながら病気を予防することで、将来にわたる医療費の伸びを抑えることを目的としています。組合員については、任命権者が行う職員健診が特定健診とみなされることから、都共済では40歳以上の被扶養者に対して特定健診を実施しています。

特定保健指導は、メタボのリスクの度合いに応じて、保健師、管理栄養士等が個別面接により6か月間の計画を立て、電話・メール等により行動改善に向けた支援を行った後、評価するものです。

③ がん対策の推進

働き盛り世代の主要な死亡原因であり、組合員の関心も高いがんについて、その正しい知識や予防法等の情報を発信する取組を行います。

また、その予防に向けて、女性ドックキャンペーンの拡大実施に加え、アジュール竹芝健診センターにおける消化器検査（オプション検査）の充実を図ります。

さらに、禁煙に関する啓発や情報提供を強化するとともに、禁煙外来等の受診促進策などの禁煙支援を実施します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-----------------|---------------|--------|--------|--------|-------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| がん情報の発信 | 検討 | 実施 | → | → | がんに関する知識の普及 |
| アジュール竹芝消化器検査の充実 | 検討 | 実施 | → | → | 受診者数の増加 |
| 禁煙支援 | 啓発・情報提供策の検討 | 実施 | → | → | 喫煙率の減少 |
| | 禁煙外来等受診促進策の調査 | 検討 | 試行 | 実施 | |



アジュール竹芝総合健診センター

(2) シティ・ホール診療所 ～身近な医療の充実を

① シティ・ホール診療所の機能向上

身近な主治医としての「オフィス・ドクター機能」を発揮するため、健診や健康づくり事業との連携を強化するとともに、生活習慣病外来の設置など、診療体制の整備を進めていきます。

また、平成31年度に予定されている診療所の移転*を契機とした機器の更新などにより、さらなる機能の向上を図ります。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 健診、健康づくり事業との連携 | 試行 | 実施 | → | → | 診療所受診者の増加 |
| 生活習慣病外来の設置 | 検討 | 実施 | → | → | |
| 移転を契機とした機能の向上 | 検討 | 検討 | 実施 | → | |

*平成31年度にシティ・ホール診療所は都庁第二本庁舎17階南側から北側へ移転予定

② 行政的医療機能の充実

組合員の感染症対策として、季節性のインフルエンザへの対応に加え、組合員の海外出張時に必要となる予防接種についての啓発及び接種を行うほか、大規模災害発生時の応急救護所としての役割を果たすなど、行政的医療機能の充実にも取り組んでいきます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------------|------------|--------|--------|--------|-------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 予防接種等の啓発・接種の実施 | 実施 | → | → | → | 任命権者等への貢献 |
| 応急救護所機能 | 訓練実施・発災時対応 | → | → | → | |

(3) 都共済 22 万人のデータを活かす ～データヘルスの推進

① データヘルス計画の策定と推進

組合員等の健康課題に即した効果的かつ効率的な保健事業を推進するため、特定健診や医療費などのデータを用いた分析の実施により、健康課題の抽出を行い、その結果に基づき、「データヘルス計画（第2期）」を策定し、健康施策を推進します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------|--------|----------------|--------|--------|------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| データヘルス計画 | 検討・策定 | 施策の推進 検証・追補 | → | → | データヘルス計画に基づく事業推進 |

② 特定健診結果等に基づく受診勧奨の強化

特定健診結果と医療費データとを組み合わせた分析結果から、生活習慣病有病者の未治療者が多いことが明らかになりました。

このため、特定保健指導の対象者で治療を必要とする人には、受診勧奨を重視した保健指導を引き続き実施していきます。

また、特定保健指導の対象にならないものの、生活習慣病リスクがあり、治療域に該当する人には、個別的な通知等により、重症化予防に向けた医療機関への受診勧奨の取組を強化します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|---------------------|---------|---------|---------|--------|---------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 非肥満のリスク保有者への受診勧奨の強化 | 個別通知の検討 | 個別通知の実施 | 実施・効果検証 | 実施 | 生活習慣病有病者における未受診率の減少 |

③ 血糖値対策3か年計画（仮称）の推進

組合員と被扶養者の健診データ分析から明らかになった「都共済では血糖値リスクが高い人が多い」という健康課題を踏まえ、「血糖値対策3か年計画（仮称）」により、各種施策を総合的に推進していきます。

糖尿病は放置すると様々な合併症を引き起こすため、組合員及びその被扶養者への情報提供の強化、職場への専門講師派遣、シティ・ホール診療所との連携など、糖尿病の発症予防及び重症化予防に取り組みます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------------|-----------|--------|--------|--------|--------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 糖尿病予防の情報提供強化 | 提供方法等検討 | 実施 | → | → | 糖尿病有所見者割合の減少 |
| 糖尿病予防講座（講師派遣） | 内容検討 | 実施 | → | → | |
| シティ・ホール診療所との連携 | 外来治療・栄養指導 | → | → | → | |

④ 健康情報提供サービスの再構築

組合員や被扶養者が、主体的に楽しく継続して健康づくりに取り組めるよう支援するため、「健康情報提供サービス」の再構築に取り組みます。

健診の受診や運動習慣づくりを促す魅力的で使いやすい「健康づくりインセンティブ・プログラム」に更新するほか、都共済の健康施策に関する情報がタイムリーに入手できる情報発信機能や各任命権者とのコラボヘルスへの活用を検討するなど、機能の充実とサービス利用者の増加を目指します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 健康情報提供サービスの再構築 | 検討 | 試行 | 実施 | → | サービス利用者の増加 |

都共済 22 万人のビッグデータを活かす！ 「データヘルス計画」の推進

都共済では、組合員 12 万 2 千人、被扶養者 9 万 5 千人、合わせて約 22 万人の健診や医療費などの膨大なデータを活用したデータヘルスを進めています（26 ページ「コラム」参照）。

平成 27 年 3 月に策定した「データヘルス計画」に基づき、各任命権者との連携・協働を進めながら、PDCA サイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を推進することとしています。

○ データヘルスの取組 ～平成 27 年度医療費分析結果の活用

医療費適正化を目的に都共済が実施している「医療費分析」はデータヘルスの取組の好例です。

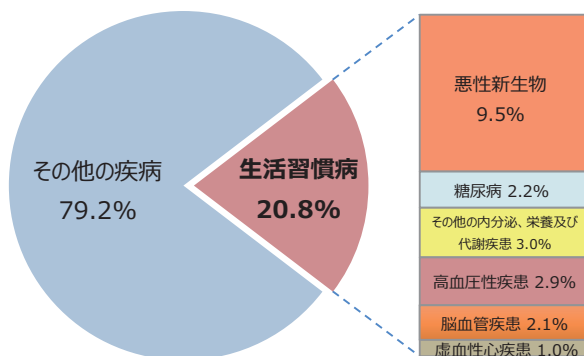
平成 27 年度は、3 年分の医療費データの分析に加え、7 年分に及ぶ特定健診・特定保健指導データの分析、さらには医療費データと特定健診データを組み合わせた総合分析を行い、組合員と被扶養者の医療費や健康状態、生活習慣の実態を明らかにし、健康課題の抽出を行いました。

○ 医療費データから ～生活習慣病関係医療費の最上位は悪性新生物

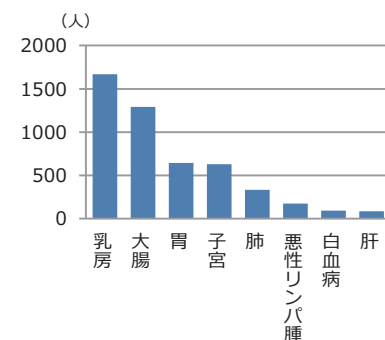
医療費データの分析では、医療費全体に占める生活習慣病の医療費の割合は 20.8% に達し、そのうち悪性新生物が 9.5% と最上位であることが分かりました。また、悪性新生物の部位別受診者数では、乳がんが最も多く、次いで大腸、胃、子宮の順でした。

「共済事業プラン 2017」では、こうした課題への対策も講じていきます。

医療費に占める生活習慣病の割合（平成 27 年度）



部位別の悪性新生物受診者数
（平成 27 年度）

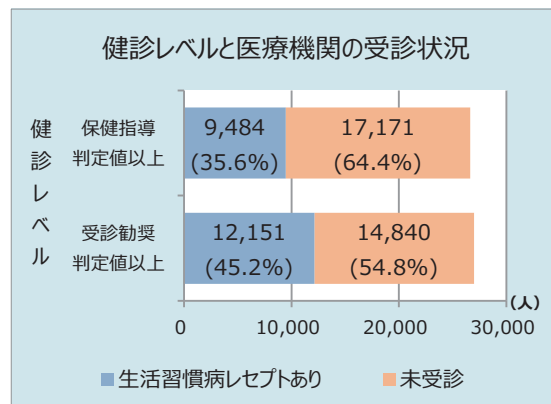


○ 健診&医療費データから ～多い生活習慣病有病者の未受診層

健診データと医療費データとを合わせた総合分析結果から「受診勧奨判定値以上」であっても、医療機関を受診していない人が半数以上存在することが分かりました。

特定保健指導における受診勧奨の重要性とともに、保健指導の非対象者に対する受診勧奨の必要性も明らかになりました。

このため、「共済事業プラン2017」では、特に重症化リスクが高い人に対し、個別通知による医療機関の受診勧奨を進めていくこととしています。

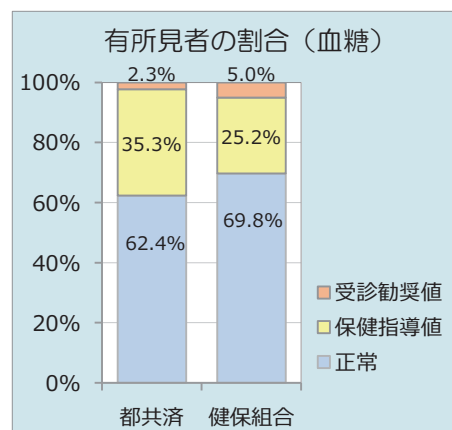


○ 明らかになった健康課題 ～高い糖尿病リスク

特定健診結果から、血圧、血糖、脂質の各指標における正常値、保健指導判定値、受診勧奨判定値に該当する人の割合を健康保険組合のデータ※と比較しました。

その結果、血糖における有所見者（受診勧奨判定・保健指導判定）の割合が37.6%であり、健康保険組合の30.2%に比べて7.4ポイントも高い状況でした。

糖尿病リスクの高い人が多いという健康課題が明らかになったのです。



※健保組合のデータは、健康保険組合連合会のデータから引用。

○ 健康課題への対応 ～総合的な血糖値対策の推進

血糖値が高い状態が続くと糖尿病を発症し、放置すると神経障害、網膜症、腎症など様々な合併症を引き起こすため、発症及び重症化予防の対策が重要です。

都共済では、こうした課題を踏まえつつ、次期データヘルス計画の取組と連動して「血糖値対策3か年計画（仮称）」により施策を進めていきます。

「血糖値対策3か年計画」の施策例

- ・糖尿病予防の情報提供強化（健康情報提供サービス等による情報発信）
- ・糖尿病予防講座の実施（講師派遣事業の活用、保養・会館施設を活用した教室の開催）
- ・シティ・ホール診療所との連携（生活習慣病外来の設置）

健康情報提供サービス

パソコンやスマートフォンを使ってWebサイト上の個人専用ページから、様々な健康情報を閲覧・利用できるサービスです。

健診結果などの健康データの確認のほか、体重や歩数等の記録機能、ウォーキング大会等のイベント機能、利用者相互の情報交換ができるコミュニティ機能などにより、組合員・家族の健康づくりを情報面から総合的にサポートしています。

また、健康への取組状況や健康状態を評価するポイント換算により、健康グッズを提供する仕組みを設け、利用者の健康へのモチベーションを高め、健康づくりの取組の活性化を図っています。

都共済では、平成20年4月に導入した現行システム（QUPiO）について、組合員のニーズや情報技術の動向等を踏まえ、本計画期間中に再構築していく予定です。



QUPiO ログイン画面



スマホでも楽しめる「トラベルウォーク」

| QUPiOの利用 | | 健診の結果(年次) | |
|--------------|------|-----------|------|
| 初回ログイン | 200p | 健診の受診 | 200p |
| 日次ログイン | 2p | 非肥満 | 200p |
| 歩数等の記録(日次) | 5p | 血糖が正常値 | 200p |
| メルマガ配信設定(月次) | 5p | 血圧が正常値 | 200p |
| コミュニティ投稿(月次) | 20p | 脂質が正常値 | 200p |
| トラベルウォーク参加 | 50p* | タバコを吸わない | 100p |
| ウォーキング大会参加 | 100p | 保健指導参加 | 200p |
| | | 保健指導終了 | 200p |

ポイントを貯める

交換できる健康グッズの一例

| ポイント数 | 健康グッズ |
|-------|------------|
| 500P | ミニゴボール26cm |
| 1000P | 歩数計 |
| 2000P | 低周波治療器 |
| 3500P | スムージー用ミキサー |

*ポイント付与条件、グッズ交換に必要なポイント数は変更する場合があります。

ポイントを使う

目標3 将来にわたる暮らしの「安心」を支えます

(1) 医療費の適正化 ～実態の把握とより分かりやすい情報の提供

① 医療費分析の実施

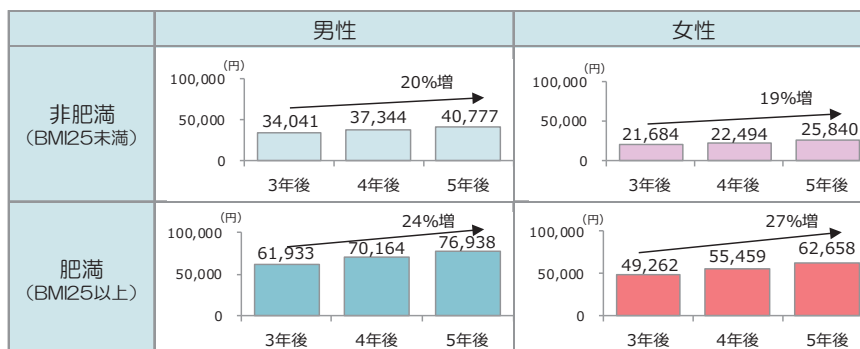
医療費の増加対策や疾病予防に向けた効果的な保健事業を行うための基礎資料とするため、医療費や健診等のデータを用いた分析を実施します。

医療費抑制の観点から効果的なテーマを選び、隔年でテーマ分析を実施するほか、医療費の実態や特定健診結果等を総合的に分析することにより、疾病の実態を把握し、健康課題を明らかにするとともに、重症化予防策を講じていきます。

また、これらの結果を職場における健康づくりや疾病予防の取組に生かせるよう、任命権者にも情報提供を行い、医療費の適正化を図ります。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|---------------------|--------|---------|--------|---------|------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 基礎分析 | 実施 | → | → | → | 医療費増や重症化予防への積極活用 |
| 医療費及び健診データに基づく総合分析等 | 総合分析実施 | テーマ分析実施 | 総合分析実施 | テーマ分析実施 | |

【医療費分析の実施例】 肥満者（平成21年度時点）の3～5年後の医療費状況



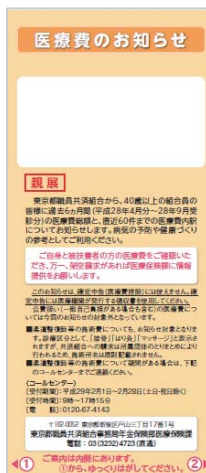
平成27年度総合分析「組合員・家族の健康と医療費の状況」から

② 医療費通知の実施

より多くの組合員や被扶養者に、医療費や健康に対する理解を深めてもらうため、「医療費通知」の通知対象等を見直します。

また、医療機関等による診療報酬の不正請求や架空請求に関する情報提供についても積極的にいき、その未然防止と早期発見に努めます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|------------|--------------------|-------------------------|--------|--------|--------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 医療費通知の充実 | 対象者拡大 ・内容見直しの検討 | 対象者拡大 ・内容見直しの実施 | — | — | 医療費や健康に関する組合員の理解促進 |
| 不正請求等の情報提供 | 共済だよりへの記事掲載 | 通知対象者の拡大・通知の見方についての情報提供 | → | → | |



医療費のお知らせ

共済 健 様

過去6か月間(平成〇年〇月～平成〇年〇月受診分)の医療費総額と受診状況をお知らせします。平成〇年〇月〇日 作成

| 委任先番号 | 所属所名 | | 組合員番号 | | | |
|----------|-------|------|--------------|--------------|----------------|-------------|
| 01234567 | 〇〇事務所 | | 99999999 | | | |
| 受診者氏名 | 診療区分 | 診療年月 | 医療費総額 (円) | 窓口負担額 (円) | 医療機関名 | 還付金額 (円) |
| 医療費合計 | | | 293,600 | 88,080 | | 17,000 |
| 共済 健 | 医科 外来 | 〇〇.〇 | 4,500 | 1,350 | 医療法人社団 共済会 都病院 | 0 |
| 共済 健 | 調剤 外来 | 〇〇.〇 | 10,000 | 3,000 | シテイ薬局 | 0 |
| 共済 康子 | 歯科 外来 | 〇〇.〇 | 4,000 | 1,200 | 東新歯科 | 0 |
| 共済 健 | 医科 外来 | 〇〇.〇 | 4,500 | 1,350 | 医療法人社団 共済会 都病院 | 0 |
| 共済 健 | 調剤 外来 | 〇〇.〇 | 10,000 | 3,000 | シテイ薬局 | 0 |
| 共済 康子 | 歯科 外来 | 〇〇.〇 | 4,800 | 1,440 | 東新歯科 | 0 |
| 共済 康子 | 歯科 外来 | 〇〇.〇 | 4,800 | 1,440 | 東新歯科 | 0 |
| 共済 健 | 医科 外来 | 〇〇.〇 | 4,500 | 1,350 | 医療法人社団 共済会 都病院 | 0 |

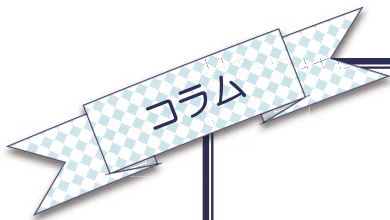
現行の医療費通知

(40歳以上の組合員に年2回配布)

③ 後発医薬品の使用促進

患者負担の軽減や医療保険財政の改善につながるよう、後発医薬品への「切替差額通知」の内容を充実するとともに、「共済だより」や都共済ホームページなどの広報媒体を活用し、後発医薬品への切替方法や数量シェアの目標値等について、分かりやすくお知らせしていきます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度 の到達目標 |
|---------------|---------------------|------------------------|--------|--------|----------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 切替差額 通知の充実 | 対象者 見直しの 検討 | 実施 | — | — | 後発医薬品 使用割合の 上昇 |
| 普及啓発 | 共済だより への記事 掲載 | 見直し内容 についての 情報提供 | → | → | |



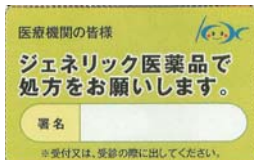
後発医薬品を使ってみませんか？

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、新薬の特許が切れた後、同じ有効成分を使って製造・販売される医薬品のことです。

価格は新薬のおおむね7割以下に抑えられており、窓口での自己負担も減ることから、特に高血圧や糖尿病などの慢性疾患により長期間服薬される方には、より大きな節約効果が期待できます。

いきなりジェネリック医薬品に切り替えるのは心配という方は、例えば4週間分の薬のうち、まずは1週間分だけを調剤してもらい、問題がなければ残りの3週間分を調剤してもらう「後発医薬品分割調剤」、いわゆる「お試し調剤」という制度もあります。

詳しくは薬剤師にご相談ください。



（医療機関用）



（調剤薬局用）

ジェネリック医薬品「お願いカード」
（都共済ホームページに掲載しています。）



ジェネリック医薬品への「切替差額通知」

④ 療養費請求の適正化

柔道整復師等の施術は、健康保険の対象となる施術が限られ、また、医師の指示が必要な施術もあることから、審査や調査を継続的に実施し、適正な受診の促進を図ります。

また最近、違法広告等も多く見られることから、「共済だより」にその事例を掲載するなどして、柔道整復師等への正しいかかり方に関する啓発と周知に努めます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 受診内容調査 | 調査実施 | → | → | → | 柔道整復師等への正しいかかり方に関する組合員の理解促進 |
| 普及啓発 | 共済だよりへの記事掲載 | → | → | → | |

⑤ 重複頻回受診の適正化

不適切な受診が疑われる重複・頻回受診の実態を把握し是正するため、医療費データから該当者を抽出して調査票の送付を行い、適正受診への理解促進を図ります。

また、これらの業務を効果的に行うため、面接指導も含めた一連の業務の委託化を検討します。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-----------|-----------|--------|----------------|--------|-------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 重複頻回受診者調査 | 委託化の調査・検討 | → | 調査結果を踏まえた委託の実施 | — | 重複・頻回受診者の減少 |

お薬手帳の活用のすすめ

「お薬手帳」は、処方された薬の名前や量、服用方法、副作用歴などを記録しておくものです。医師や薬剤師にこの手帳を提示することで、薬の重複や飲み合わせのチェック、アレルギー歴や副作用歴の確認ができます。したがって、複数の医療機関を受診、あるいは複数の薬局を利用している場合でも、1人につき1冊にまとめましょう。

また最近では、スマートフォンの普及とともに、多くのアプリケーション（アプリ）が登場しています。利用者は、例えば薬局で発行される明細書などにあるQRコードを読み取ることで、薬の種類や効能など薬の情報を自動的に記録できます。震災などの緊急時にお薬手帳を持ち出せなかった時でも、多くの方が持ち出すであろうスマートフォン、あるいはクラウドに情報を保存しておくことで、服用中の薬の情報を正確に知ることができます。ほかにも、薬の飲み忘れを防ぐためのアラーム機能やジェネリック医薬品の差額表示など、電子ならではの便利な機能も提供されています。

お薬手帳は日頃の健康管理だけでなく、いざという時にも役に立つ、あなたの力強い味方です。病院や薬局に行く時は忘れないようにしましょう。



出典：「日薬 e お薬手帳」（公益社団法人日本薬剤師会）

(2) 組合員・年金受給者サービスの充実 ～情報提供と相談体制の強化

① 被用者年金一元化に伴う制度改正への的確な対応

ワンストップサービスや在職老齢年金^{*15}の支給額決定等、被用者年金一元化に伴う大きな制度改正に的確に対応するためには、組合員期間や年金額の情報交換等、他の共済組合や日本年金機構との連携が不可欠です。

このため、これら関係団体との連携を強化し、年金に係る諸手続の一層の円滑化・正確化を図っていきます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|----------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 年金一元化に伴う制度改正対応 | ワンストップサービス等の対応 | → | → | → | 制度改正への的確な対応を確保 |
| 諸手続の一層の円滑化・正確化 | 他共済等との連携 | → | → | → | 他共済等との連携強化 |

② 年金に関する情報提供の充実

組合員や年金受給者が将来を見通した生活設計ができるよう、タイムリーな情報とともに年金制度を分かりやすく解説した記事を都共済ホームページや「共済だより」、「ねんきんだより」に掲載します。

また、組合員一人ひとりの年金情報を「地共済 Web サイト」によるオンライン情報や、新たな情報媒体である「ねんきん定期便」、「給付算定基礎額残高通知書」^{*16}により、きめ細かく提供します。

「地共済 web サイト」画面

^{*15} 在職老齢年金…定年後の人が日本年金機構や共済組合に加入して働きながら受給する老齢厚生年金のことで、給与と年金を合わせて一定額を超える場合は、年金額が調整されることとなっています。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-------------------|--------------------|--------|--------|--------|--------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 組合員や年金受給者への全体的な広報 | 都共済HP、共済だより等への記事掲載 | → | → | → | 年金に関する組合員等の理解促進 |
| 組合員個人への詳細な年金情報の提供 | 地共済Webサイトによる情報提供 | → | → | → | 組合員個人の年金情報に関する理解促進 |
| | ねんきん定期便の送付 | → | → | → | |
| | 給付算定基礎額残高通知 | → | → | → | |

コラム

ねんきん定期便

「ねんきん定期便」とは、自分の年金情報を確認し、ライフプラン設計などに役立てていただくため、毎年、組合員一人ひとりにその人の年金記録と将来の年金見込額を知らせるものであり、被用者年金一元化に伴い実施することになったものです。

組合員の誕生月に、該当する全ての組合員（70歳以上の者を除く）に対し、一人ひとりの年金情報を自宅に送付します。

節目年齢（35歳・45歳・59歳）の組合員には詳細な内容を封書で、節目年齢以外の組合員には比較的簡易な内容を圧着はがきで送付します。



ねんきん定期便
(写真は50歳以上の組合員に配布するハガキ)

*16 給付算定基礎額残高通知書…平成27年10月の被用者年金一元化に伴い、それまでの職域年金相当部分に代わり、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。その給付の基礎となる「給付算定基礎額」の残額等の情報を提供する通知書で、毎年1回、組合員の自宅に郵送します。

③ 組合員・年金受給者に対する相談体制の強化

年金に関する様々な質問に的確に答え、組合員や年金受給者の疑問や不安を解消するため、各職場のニーズに応じて、退職予定者向けや若年層向けなど様々なメニューによる「年金出前講座」（仮称）を新たに実施し、組合員等への情報提供とサービスの充実を図ります。

また、組合員等からの複雑で多岐にわたる問い合わせや相談に対応するため、コールセンターにスーパーバイザー^{*17}を新たに配置し、より迅速でかつ正確に対応できる相談体制を整えます。

| 事項 | 年次計画 | | | | 平成32年度の到達目標 |
|-----------------|-------------|--------|--------|--------|----------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 年金出前講座（仮称） | 企画 | 試行 | 本格実施 | → | 職場ニーズに応じた講座の展開 |
| コールセンターにおける年金相談 | スーパーバイザーの配置 | → | → | → | 相談機能の充実 |



「共済だより」臨時号と「ねんきんだより」

*17 スーパーバイザー…コールセンターに配置される複数のオペレータのうち、より専門的な知識を有し、調整や企画を行うことの出来るスタッフのことをいいます。

第4章

事業の円滑な推進のために

1 広報・広聴の充実

組合員が都共済に対して信頼感や安心感を持てるよう、都共済の事業や課題、運営方針等を組合員に分かりやすく情報提供するとともに、都共済に対する組合員の意見や要望を適切に把握するよう、広報・広聴の充実に努めています。

【広報媒体の活用】 組合員とその家族が健康で生涯にわたって安心していきいきとした生活ができることを目指し、より効果的な情報発信や組合員の利便性向上等の視点から、「共済だより」、「共済ハンドブック」、都共済ホームページ等をそれぞれの特性を踏まえて活用していきます。

【ホームページの更新】 組合員が知りたい情報や必要な情報をタイムリーに提供するとともに、組合員に対する発信力や訴求力をより高めるため、都共済ホームページの画面構成やコンテンツの見直しを適宜行うほか、スマホ対応の検討など、より利用しやすいホームページを目指します。

【情報発信機能の拡充】 「健康情報提供サービス」の情報発信機能を拡充し、健診や健康づくり事業についての連絡、スポーツイベント等のお知らせ、宿泊施設の空室や料金の案内などの情報提供を検討し、ホームページと連動しながら、組合員一人ひとりに提供します。

【広聴機能の充実】 組合員の関心やニーズに沿った事業展開と情報発信を行うため、ホームページを活用したアンケートの実施など、組合員の多様な意見を吸い上げる取組を行い、広聴機能の充実に努めます。



都共済ホームページ



「共済だより」

2 情報システムの安定運用と情報セキュリティ対策の徹底

共済事業を円滑・確実に実施するため、組合員等のデータ管理や、医療及び年金給付のための情報システムを整備し、安定した運用を行っています。

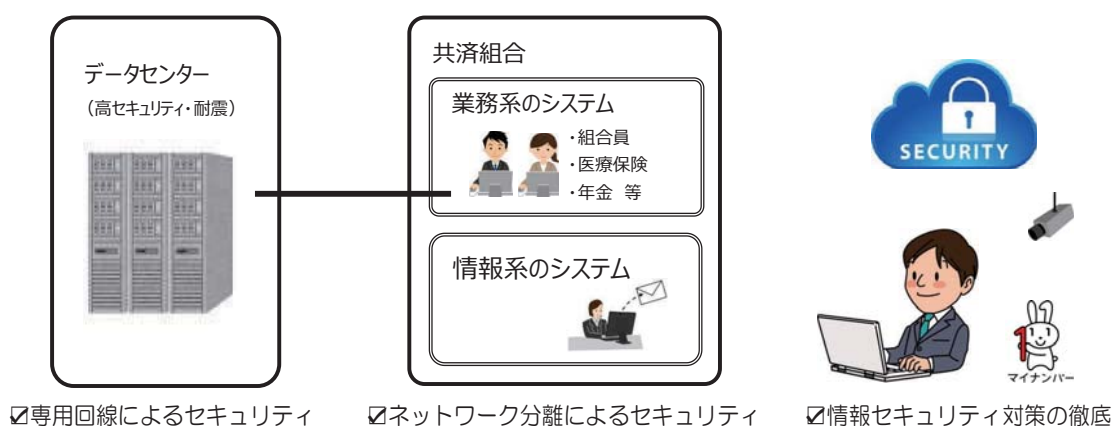
情報システムを取り巻く環境は、被用者年金一元化やマイナンバーの導入等の制度改正、サイバーテロのリスクなど、絶えず変化しており、常に迅速かつ適切な対応が求められています。

このため、都共済では、個人情報の保護をはじめ、情報セキュリティ対策の徹底に不断に取り組み、万全を期しています。

【情報システムの安定運用】 機器の保守については、計画的に取り組むことで経年劣化による故障を防止し、情報システム全体の安定的な運用を確保していきます。また、制度改正への迅速で的確な対応や、業務の効率化に向けた帳票の見直し、システムの機能改善等を進めていきます。

【情報セキュリティ対策】 毎年度策定する実施計画に基づき、職員への研修等を行うとともに、外部機関による情報セキュリティ監査の実施と監査結果を踏まえた改善を進めていきます。また、情報システムの開発に当たっては、ネットワークの分離やアクセス制御等のシステムティックな防御策を講じ、不正な攻撃等に対するセキュリティを強化していきます。

【マイナンバー制度への対応】 マイナンバー制度の円滑な実施に向け、関係実施機関と連携したシステム整備を行っています。また、運用にあたっては、不正なアクセスや情報漏洩事故等を防止するため、アクセス制御等の対策に加え、執務室の入退室管理や施錠等の物理的な対策のほか、全職員を対象とした研修等の人的対策を進めていきます。



3 安全かつ効率的な資金運用

将来の年金支給に備える長期給付積立金については、被用者年金一元化により、厚生年金保険経理、経過的長期経理及び退職等年金経理それぞれに基本ポートフォリオ^{*18}（資産構成割合の基準）を定めており、その基本ポートフォリオに則り、リスクを分散した上で、安全かつ効率的な運用を行っています。

【ポートフォリオのリバランス】 平成 28 年度までに行われた厚生年金保険経理と経過的長期経理への概算による分割とその精算^{*19}を受けて、両経理のポートフォリオのリバランス^{*20}（基準内での調整）を的確に行います。また、市況や資金ニーズに合わせて、適時リバランスを行います。

【財政検証に基づく検討】 平成 31 年度までに政府等において行われる予定の「年金の財政検証^{*21}」の結果を踏まえ、必要に応じて運用基本方針の変更やそれに基づく基本ポートフォリオの再構築を行います。

【運用状況の開示】 運用状況の情報開示の観点から、一年間の詳細な情報を記載した「運用報告書」を作成するとともに、迅速な開示に向けて「四半期報告書」を作成し、ホームページで公開しています。今後は、「共済だより」等も活用し、運用状況をより分かりやすくお知らせしていきます。

運用パフォーマンス

（単位：％）

| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------------------------|------|--------|--------|------|------|------|--------|
| 実現収益率 ^{*22} | 0.32 | 0.88 | △ 0.27 | 1.33 | 5.65 | 3.74 | 3.50 |
| 修正総合収益率 ^{*23} | 5.13 | △ 0.63 | 1.37 | 6.75 | 6.14 | 6.20 | △ 0.87 |

- *18 基本ポートフォリオ…長期的な観点から策定した資産構成割合。これを基にして積立金の管理・運用を行います。
- *19 概算による分割とその精算…国全体として厚生年金の年間支払額の何年分を積み立てているのかの計算を行い、各共済組合は厚生年金支払額の同年分の資産を厚生年金保険経理に積むことを求められました。一元化時には予算ベースの支払額で概算仕分けを行い、平成 28 年度に 27 年度の決算ベースで精算を行いました。
- *20 リバランス…ポートフォリオで保有している資産を入れ替えることによりポートフォリオを修正することです。
- *21 年金の財政検証…公的年金制度は長期的な制度であるため、社会・経済の変化を踏まえ、適切な年金数理に基づいて、長期的な年金財政の健全性を定期的に検証することは、公的年金の財政運営にとって不可欠なものです。このため、厚生年金保険法及び国民年金法の規定により、少なくとも5年ごとに、国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通しの作成（財政検証）を実施しています。
- *22 実現収益率…利息・配当収入や売買によって実現化した収益を基に計算した利回りです。
- *23 修正総合収益率…実現化した利益の他に時価の変動による評価損益を加えたものを基に計算した利回りです。

都共済は、都民・区民へのサービスを担う組合員の健康増進や暮らしの安定を支援することで、都政・区政の推進に寄与しています。

さらに、都共済が実施する組合員のための事業を通じて、地域や社会に貢献できる可能性を有しています。

○ 共済事業と災害対応への協力

都庁舎に所在するシティ・ホール診療所は、大規模災害発生時には帰宅困難者や負傷した来庁者・職員のための応急救護所としての役割を果たします。

アジュール竹芝と箱根路開雲では、大規模災害後の被災者の受入れに協力しており、東日本大震災で延べ 5,737 人、熊本地震で延べ 451 人を受け入れました。

○ 共済事業と地域との連携

アジュール竹芝では、アクセス路線である新交通ゆりかもめや都営大江戸線とのタイアップイベントを展開し、沿線地域のアピールにも一役買っています。

委託宿泊施設に多摩地域の施設を新設し人気となりましたが、檜原村、奥多摩町の協力を得て実施する森林セラピーとあわせ、多摩振興の一助を担っています。

○ 共済事業と環境への貢献

清瀬運動場では、職員の手で養生した天然芝生のグラウンドづくりを行い、鮮やかな緑が地域に潤いをもたらしています。また、育ち過ぎた芝生を地元の小中学校、幼稚園に無償提供し、校庭等の緑化を通して緑の環境づくりに協力しています。

アジュール竹芝は、施設の冷暖房や温水に地域熱供給システムを採用しており、省エネルギー、省 CO₂ 効果により低炭素社会の実現に貢献しています。



多摩地域の委託宿泊施設
(奥多摩の風はとのす荘)



アジュール竹芝と
新交通ゆりかもめ



清瀬運動場の無償提供による
芝生が育った幼稚園

東京都職員共済組合（東京都戸山庁舎内）案内図



- 東京メトロ副都心線「西早稲田駅」出口3から徒歩1分
- JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線「高田馬場駅」徒歩15分
- 都営地下鉄大江戸線「東新宿駅」徒歩15分
- 都営バス「早稲田理工前 停留所」徒歩1分（高71、早77、池86）

その他施設の所在地

- ◇ 事業部健康増進課（精神保健担当を除く。）…東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎10階
- ◇ 事業部健康増進課精神保健担当……………東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎16階
- ◇ シティ・ホール診療所……………東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎17階
- ◇ 清瀬運動場……………東京都清瀬市竹丘3-10-5
- ◇ 保養施設 箱根路開雲……………神奈川県足柄下郡箱根町湯本521-4
- ◇ 総合保健施設 アジュール竹芝……………東京都港区海岸1-11-2

◆ 施設へのアクセスは「都共済ホームページ」を御覧ください。（<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>）

共済事業プラン2017

～笑顔で迎える2020 元気・健康・安心をあなたに～

平成29年3月発行

登録番号(28)第9号

編集・発行 東京都職員共済組合事務局管理部企画担当
東京都新宿区戸山三丁目17番1号
電話 03-3232-4705(直通)



東京都